

令和3年4月28日（水曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、
西本眞造、杉本博昭、竹中隆一、妻鹿幸二、
三木和成、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

欠席議員

井川一善

開会

9時56分

総務局

9時56分

報告事項説明

・白浜系引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関すること

質問

10時14分

（質問）

資料に、受注業者から「3地区協議会に協賛金を求められ納めた」旨の連絡を受けたとの回答が1課あったとある。どこの所属の誰が、どのような対応をしたのか、また、協賛金額が分かる資料を提出されたい。

（答弁）

簡潔にまとめた資料を作成し、次回の委員会に提出したい。

（質問）

メモもあると思う。それも含めて提出されたい。

（答弁）

関連した資料や記録等があれば提出する。ただし、業者が特定されるような箇所は、黒塗りやマスキングした上での提出となる。

（質問）

資料における本市発注工事との関係については、神戸新聞及び読売新聞の記事が基になっている。特定地区が一律に公共事業の落札額の1%の寄附を要請することは、市政運営において問題であり、あってはならないことだ。

また、連合自治会は、姫路市が補助金や委託金を支出している団体だ。当該協議会は連合自治会

が中心となって構成されている団体であり、その実態を明らかにするために説明資料を求めないといけないと思う。

公共事業に絡んで、一律に1%寄附を、全ての受注業者に対して要請する行為自身、本市の市政をゆがめてしまう。

また、集めた寄附金の用途は、「主に省庁などへの陳情で会員が上京した際の旅費や弁当代、手土産、飲食を含む会議費などに支出」とあるが、公共事業の1%寄附が原資であるので、税金で省庁等に行っていることになる。

本市あるいは県に対する要望とあるが、自治会等が、国に対して要望するということが、通常の

市民活動だと思う。

1自治会や個人が、国に対して、自分の利益であるならばともかく、地域要望に関して、このような活動を行ったことはないと思う。

基本的には、行政が主体的責任を持って国に対して要望活動をしなければいけないと思う。

わざわざ1自治会が、東京まで何の目的で行く必要があるのかということも明らかにする必要があると思う。

また、活動内容についても、公務員に手土産を渡すことは違法ではないのか。

そのようなことも含めて当該協議会に対して、経理内容や活動内容を公開させる義務が市にあるし、当該協議会も責任があると思う。

新聞報道に頼るのではなくて、直接、当該協議会を主催している3人の連合自治会長を通じて、当該協議会の事業内容や経理内容などの資料提供を求めてほしい。

（答弁）

3地区協議会については、実態だけでなく、関係者等と本市との関係が不明瞭なところがある。そのため、まずは、本市との関係及び影響がある部分について職員への聞き取り調査を行い、続いて、本市とつながりのある事業者等へ聞き取り調査を行い、実態を明らかにしたいと考えている。

3地区協議会は任意団体であるため、実態を解明していった上で、市として支障がある、問題であるというような点が判明すれば、掘り下げて、調査する必要があると考えている。

(質問)

本市の公共事業に関して、特定地区のみが上納金のような形で、落札業者に対して1%の協賛金を求めること自体が妥当でないという基本認識を、議会と執行部で一致させていないと議論を進めることできない。このようなことを認めると市政がゆがむ。

本市は、その認識の基で、調査あるいは是正を考えるという大前提がないといけないと思う。

新聞では、祭りの寄附と同じように報道されているが、意味合いが違うものであり、問題の本質がぼやけていると思う。市民の血税を原資とした公共事業に対して、1%の寄附を平気で要求しようとする、その行為自体が間違いである。

しかも議員が関与している。これは違法ではないのか。市政がゆがめられているという前提に立っているのか聞きたい。

(答弁)

その判断に当たっては、寄附金の求め方、業者の認識、1%の寄附による市への影響という点を確認する必要がある。

寄附金に相当する額が、市の入札に影響を与えている、もしくは上乗せされているというようなことがあれば、明らかに影響があると言える。その辺りの実態等をまずは見極めてから、判断させてほしい。

(意見)

入札、随意契約とさまざまな契約方法があるが、白浜地区においては全て1%の寄附ができるとすれば、単価設定が間違っていることになる。

事業者には、採算ぎりぎりです仕事をしてもらっているのではないのか。それが一律1%の寄附がまかり通るのであれば、入札の単価設定の意味がない。結果を見てではなく、このような行為自身に問題があり、市政がゆがめられると指摘している。

執行部と議会との認識が違うのであれば、調査する意味がない。白浜地区だけが、なぜ1%の寄附を要請できるのか。議員が関与しているため、白浜地区だけ1%の余裕を見て設計しているのか。

そんなことは有り得ないはずだ。このような寄附ができてしまうのであれば、本市の単価設定に問題があるということにまで波及してしまう。

公共事業を受注することで会社経営をしている事業者も多い。単価設定における数字の重さを理解していれば、軽々に一律1%寄附を求めることなどできない。このような状態を、市が安易に認めると市政がゆがんでしまうと指摘している。

(委員長)

大前提の認識について、関係性を明らかにしてほしいとの発言もあったが、その一つの手段がこのアンケートだと思う。その辺りの認識について答弁されたい。

(答弁)

意に反して協賛金を納めているという状態があったとしても、それが問題であるというところまで、整理できていない。基本的姿勢との指摘を受けたが、その点も含めて検討させてもらいたい。

(意見)

意に反するかどうかがポイントではない。要求する行為自身間違いであると指摘している。

(質問)

こういうことが認められるのか、基本認識の話をしている。任意か強制であるのかは別として、公平・公正であるべき入札制度そのものが、ゆがめられていると思う。

きちんとした制度設計があるため、その辺りを整理すれば、おのずと次のステップが見えてくると思うが、どうか。

(答弁)

現時点では断定的な判断を述べることは難しい状況である。整理させてもらいたい。

(質問)

本市の全ての連合自治会が、受注業者に対して、1%、2%でも寄附してほしいと要望を出してもよ

いのか。

また、寄附したい事業者は、寄附してくださいと市も認めるのか。そのような非常識なことがあってはいけない。

アンケートを取る前提において、このような要請に本市は一切関与していない、公共事業の趣旨に反しているという基本的態度を明らかにしていないとアンケートを取っても意味がない。

議会から指示を受けたからアンケートを実施するのではない。その辺りのけじめをきちんと付けてほしい。アンケートを実施すると事業者から問い合わせがあると思うが、どのような対応を取るつもりなのか。前提となる基本的姿勢が異なり、おかしい回答をされると、全く意味がなくなる。

それならば、百条委員会を設置して、全事業者を呼んで、聞いたほうがよいが、どうか。

(委員長)

基本的態度を、はっきりとしてもらいたい。

(答弁)

1%の寄附を要求すること自体よりも、寄附金の強要、社会的妥当性を逸脱したようなやり方での要求であるのかという点を考えていたので、このような形でのアンケート案となった。

(委員長)

アンケート内容ではなくて、認識を聞いている。

(答弁)

寄附金を要求すること自体を疑問視しているわけではなく、要求が行政事務にかかるかどうか調査したいとの観点から、アンケート調査を実施したいと考えている。委員の認識とずれているところがあるので、そこは整理したい。

(質問)

1%の寄附金に強要や逸脱がなければ問題ないとの意味合いに受け取れる。全市地域で、それを認めるとなれば、大変なことになるのではないのか。市政運営や入札をゆがめることになるので、このこと自体違法だと思う。

先ほど断定的に言えないとの答弁があったが、その法的根拠は何か。今も3地区協議会からの寄附

金要求は続いていると思う。事業者から相談があれば、どう答えるのか。

アンケートも3地区協議会に対する調査もすべきであるが、強要でなくとも、1%の寄附金を納めるような依頼に対しては、市長名で止めるよう意思表示をすべきではないのか。

(答弁)

契約課から事業者に対しては、意に反する協賛金等の求めがあっても納めることをしないように注意喚起を行っている。

そのベースとして、強要的なところがあれば、従わないでほしいといった姿勢での対応を行っている。

1%の寄附を求めること自体がおかしい、強要がなければ問題がないのかという点については、考え方のベースが変わるため整理したい。

(質問)

市全体と言うのであれば、市長や副市長もそのような感覚であるのか。

それならば、市長や副市長の出席を要請したいと考えるが、どうか。

(答弁)

4月時点で、契約課から事業者に向けて、何らかの注意喚起ができないのかという観点から、このような文言を入れていきたいということである。

(質問)

公共事業では、いろいろな団体や人物がおかしな要求をしてくる場合があるが、そういう犯罪行為に近いものと本事案は意味が違う。

当該組織は基本的に自治会であり、対象事業は、自治会が要望する公共事業である。

例えば、道路の使用許可の関係で警察から許可が必要な場合で、警察から自治会長の承認が必要であると言われた場合、自治会は寄附してくれないならば承認しないと言われるとどうか。これは利益相反の関係にある。

中央卸売市場の関係でもそうだ。松岡議員は、原局が工事説明を行う場合、自分の要求を聞かないのであれば、実施させてやらないと言っている。

公共事業は、いろいろなタイプがあるが、非常に地域と密着した部分が強く、自治会の協力が必要となる場面がどうしても出てくる。

工事には、騒音トラブルやじんかい、車両の問題などが発生してくるが、公共工事を要望しているのは自治会であるので、そのような問題が発生しても、事業を前進させるため協力するのが当然である。

それを逆手に取って、1%の寄附を要求するようなことを自治会が行ってしまうと、身も蓋もない話になってしまう。だからこれは、やってはいけないことである。この地区だけが異様なことを行っており、絶対認められない。

この地区で一律1%取ることを認めたら、本市の全ての連合自治会が同じようなことを言っても、市は何も言えなくなってしまう。

このようなことは通常有り得ないことであるから、根本的な認識として、議会は認められないと指摘している。

個別案件として脅迫的なことや違法的なことは認められないが、意に反していなければよいということではない。

進んで寄附をしてくれたのではなく、1%の寄附の要求があったから、渡しているだけである。

地元が1%を要求する要求自体が間違っていると指摘していることを、今回の問題の基本的な認識としなければ、幾ら議論しても進まない。

(委員長)

今日の段階では、堂々巡りになるので、次回の委員会までに、市の認識をしっかりとまとめておいてほしい。

(答弁)

しっかりと整理して、次回の委員会で回答したい。

(質問)

請負業者は、建設業法や品質確保法などの法律で縛られている。この問題は、そのような法律からも検討する必要がある、その指導も考えていけないといけないと思う。公共事業とは、どういう

ものであるのか一度まとめてもらいたいどうか。

(答弁)

公共事業という視点から、これらの問題点について整理したい。

(意見)

アンケート内容はともかく、事業者宛てに発送するかがみ文において、そもそも1%集めるということが誤っている、本市は要請に関わったこともない、当該協議会が勝手に行っているということをも明記しないと意味がない。曖昧なままではいけない。方針が決定しないと、アンケートも意味がない。議会と当局、市長で考え方が違うのであれば、百条調査権を駆使して、個別に事業者を確認するしかない。

(委員長)

アンケート内容に関して意見のある方は、発言されたい。

(質問)

アンケート調査の項目に「本市職員による地元自治会長などへの挨拶の依頼はあったか。」とあるが、工事共通仕様書の地元住民への協力要請の中で、地元自治会に挨拶は記載されている。この項目は必要なのか。

(答弁)

例えば、大型工事で工事車両が増えて、迷惑をおかけするといったような、単に工事に関する地元自治会への挨拶なのか、当該協議会の存在や1%の寄附が求められることも認識している上で、挨拶に行くようにと言われたのかについて、市職員への調査では、そのような認識はなく、単に地元への挨拶を行ってくださいという意味であったとの答えがあった。

それを事業者側から、誰からどのようなニュアンスで挨拶に行くように指示を受けたのか、確認したいということで質問項目として入れている。

(質問)

この文面であれば、自治会か自治会長に挨拶に行きなさいとしか受け取れない。もう少し文面を変える必要があると思う。工事説明に行くことは、

請負業者として決まっていることであり、誰から依頼を受けたかと聞かれると、担当課の課長や担当者と答えると思う。

(答弁)

自治会長を例に出したのがよくなかったと思う。当該協議会へ挨拶に行くように指示があったのかどうかという観点から答えられるように改めたいと思う。

(意見)

この文面であれば、請負業者はそのようにしか書かないと思う。基本的な話であるので、別の内容に変えたほうがよいと思う。

(質問)

職員に対して、総務局が聞き取り調査を行ったと思うが、この設問は二重に確認することになる。職員を信用していないのか。

自治会長に説明に行くことは、どこの地域でもあることだ。当該協議会や松岡議員のところに行くように指示をするのは問題であると思うが、自治会長が当該協議会役員とイコールの部分もあるから、ちょっと曖昧なところもある。

このかがみ文も、「その意に反して協賛金の要請に応じている事実があるとすれば」との記載があるが、この部分に引っかかりを感じる。強要でなければよいのか。3地区の工事一覧表を見ると、多くの地元業者が落札しており、随契も多い。

地元業者であれば、意に反するかどうかは別として、仕事をもらったら、これくらい支払っても仕方ないと思っている人もいるかもしれない。曖昧な受け止め方がされないような表現にしてほしいが、どうか。

(答弁)

職員を信用していないというわけではない。質問の書き方を改めたいと思う。

また、意に反してというところは、基本認識から整理し、それに沿った形で修正し、素案を提案したいと思う。

(質問)

アンケートで、協賛金の内容について質問して

いるが、そもそも当該協議会の存在を承知しているのかどうかの確認が必要ではないのか。

当該協議会の構成メンバーが地元自治会長であるということの認識があったかなど、前段階でもう少し確認したほうが、アンケートとしてよいと思う。

(答弁)

当該協議会の他の関連する部分についても、吸い上げができるように、事業者の認識として必要な事項について再検討したいと思う。

(質問)

アンケート項目で、協賛金を納めたかというところで3点ほど聞いているが、納めた業者から返金してほしいとの要望を聞いている。協賛の意志はないが支払ったのか、支払ったが返金してほしいと思っているのかどうかもアンケートに盛り込んでほしい。

(答弁)

要求を受けたことに対して、意に反しているのか確認ができるような形に、変えたいと思っている。

(委員長)

意に反して納めたという回答であれば、それをどうしたいのかという項目を入れてほしい。

(答弁)

その辺りも検討していきたい。

(質問)

発注状況の一覧表に、落札業者の会社名はあるが、住所や代表者名も入れてほしい。

(答弁)

住所等は掲載できると思う。

(委員長)

ゴールデンウィーク明けの早めにアンケート調査を実施したいと総務局は考えを示しているが、共通認識がずれてしまっている。

内容もそうであるが、共通認識を持つことも大切である。次回の委員会で、もう一度アンケートの取り方などに関して、集中的に議論させていただきたいと思う。

(答弁)

次回までに素案を再度提案したい。

(要望)

職員の服務規律に関連するが、問題提起したい。平成30年11月21日、管財課長宛てに公用車の配車伝票が提出されている。使用予定日時が2月18日の12時半から17時まで。行き先は佐用町にあるにしはりま環境事業事務組合で、往復での使用である。

これは、にしはりま環境事務組合の議会定例会及び全員協議会に出席するため、松岡議員と伊藤議員が出席するための配車伝票である。

運転手は、当日、12時50分から16時半まで、2人が乗車し、走行距離は104キロであったと、報告書を上げている。

その報告書どおりであれば問題はないが、当日、伊藤議員は自家用車で行っており、公用車に乗っていない。

もう1人の同乗者は、中央卸売市場の場長であることをつかんでいる。

松岡議員に、何か話があるということで、車の中で話し合いが行われたそう。会議している間も待機し、一緒に帰ったらしい。

出張命令も出ていないようであり、重大な服務規律違反を、市の部長が行っている。

これは、中央卸売市場に関して、黒塗りの公用車で佐用まで連れて行かれるような、いびつな関係が、松岡議員と中央卸売市場の場長の間であり、当該事業がゆがめて進められている、端的な現れの一つであると思う。

今日は問題提起しておくので、内容を把握し、報告してほしい。

(答弁)

事実関係を把握して、次回の委員会でまとめて報告したい。

質問終了

11時03分

総務局終了

11時03分

財政局、総務局、建設局

11時03分

報告事項説明

・姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関すること

質問

11時14分

(質問)

基本地形図業務を情報政策室から工事技術検査室に移管した理由は。

(答弁)

当該業務を遂行するに当たって、技術系の職員を1人情報政策室に配置していたが、それが非効率であり、さらに、成果物を技術系の部署が主に利用するため、当該事業は、技術系の部署で所管すべきとの理由で移管となった。

(質問)

松岡議員は、京都大学の准教授に基本地形図を見せようと不備があると指摘され、本市が業務委託している事業者が修正していなかったと指摘している。

本当に間違いがあり、修正されていなかったのか。そうであるならば、なぜ放置されたままになっていたのか。

(答弁)

不備については、等高線が途中で切れている、等高線そのものが描かれていない区域が結構あったことのほか、建物等の図形がきちんと線で囲まれていないところがあり、後でデータ上に色付けがしにくいなどの不備があるとの指摘を受けた。

その時点で、どの程度の不備や影響があるのか把握できていなかったもので、指摘を受けた後に、調査等を行った。

(質問)

当時、それは大問題であったのか。また、修正されなかったことは、委託業者の責任なのか、それをチェックできなかった行政の責任なのか。

(答弁)

地形図データは、元は紙の地形図などである。合併等がある中で、長い年月の間、修正を繰り返してきた。行政側が不備を放置していたのかという件については、その時々で地図データに修正を加える業務を発注しており、内容について国土

地理院にも確認をとっている。

設計や委託発注の内容など、その辺りについては特に問題はない。

(質問)

責任の所在はどうか。

(答弁)

不備があっても、地形図は、地図の背景図や紙に打ち出して使うものであるので、データ上、多少のそごがあっても、通常の一般的な使用には問題ない。

地形図データの修正は毎年発注していたが、契約の履行については、問題のないレベルであった。

(質問)

松岡議員は大問題であると指摘している。きちんと修正されていないということは事実であるが、実際の使用に当たっては、さほど大問題ではなかったという認識でよいのか。

(答弁)

問題の捉え方にもよるが、現在、市内部で使っている基本地形図のレベルとしては、一定の役割は果たしていた。

(質問)

修正が完了した時点で、市は成果物を受け取るが、この時点で、市は確認する義務があったのではないのか。それを分かった上で、受け取っていたのか。

(答弁)

以前から修正を繰り返しているので、データとして、少し劣化しているとの認識はあった。ただし、成果物については、市がチェックし、国土地理院の確認も取っている。

語弊はあるかもしれないが、データとして少し不備はあるが、通常の使用には差し支えがなく、市内が求めるレベルには達しており、問題がなかったという認識であった。

(質問)

工事と業務委託の差があるとしても、工事で不備があれば、成果物を受け取ることはないと思う。

不備があったら、指摘するべきではないのか。

(答弁)

大きなところとしては、等高線が完全なデータとなっていなかったことであった。

毎年、市域を4分割して、基本地形図と道路台帳の合併業務委託として発注しており、道路認定や修正があるところを繰り返し、更新してきた。

過去の発注で言えば、平地等の等高線は表示しなくてもよいという仕様書にしており、こちらが求めている部分については、要求を満たしていた。

結局、20年来のアナログ地図をデータ化したことによって、いろいろな不備が出てきて、間断や隙間というところがかかり多くなってきた。

その点については、こちらが仕様書として求めていたところ以外の部分となる。

そのような不備が混在し、かなりデータとして劣化しているものであるが、今までは市内で利用していたため、あまり影響がなかったが、これをオープン利用となると、かなり不備が生じるので、修正したという経緯があった。

(質問)

地形図データに関連して道路台帳も一緒に修正していくと思うが、道路台帳に不備はなかったのか。

(答弁)

道路台帳については、道路単体で測量発注にかけており、不備はない。

(質問)

姫路市基本地形図データ再構築業務に係る製品仕様書作成等業務委託において、随契でG E O ソリューションズと契約しているが、見積りの取り方はどうしていたのか。1社に依頼して複数の会社の見積書を提出させたのか、それとも市が個別に見積依頼を行って取ったのか。

(答弁)

個別に2社に発注を行っている。

(質問)

それはどこで確認したのか。

(答弁)

工事技術検査室からの発注であるので、担当者

がそれぞれ電話で呼んで、仕様書を渡し、見積りを依頼した。

(質問)

G E Oソリューションズとパスコを選定した理由は。

(答弁)

姫路市基本地形図データ更新計画策定業務委託における応募業者4社の中で、準市内業者が2社であったので、そこから選定した。

(質問)

準市内が2社で、それがこの2社であったということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

あとの2社は市外業者か。

(答弁)

そうだ。

(質問)

姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務委託は、公募型プロポーザルであるが、これは共同企業体という形でしか申し込みができない仕組みであったのか。

(答弁)

3社の共同企業体が条件であった。

(質問)

単独では不可であったのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

その理由はどのようなものか。

(答弁)

もともとは、基本地形図と道路台帳と合併で市域を4分の1に分けて、2社で発注していたが、今回規模も大きく、複雑な内容になっているので、3社の共同企業体という条件で発注した。

(質問)

その前のG E Oソリューションズが受注した業務委託の中にそのことが書かれていたのか。

(答弁)

記載していない。

(質問)

それは別問題であるのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

3社の共同企業体は市が考えたということか。

(答弁)

業務委託入札参加者審査委員会という業務委託の入札参加資格等を審査する機関があり、そこで審査した結果、決定したものである。

(質問)

3社J Vであるが、この関係の業者は何社あるのか。

(答弁)

もともと過去に発注したときには、12社を指名していた。登録業種を縛っているが、その業種で言えば、30社程度が参加資格を満たす業者である。

(質問)

姫路市で実績のあったのは何社か。

(答弁)

姫路市との契約業者で言えば、過去において8社程度である。

(質問)

3社の共同企業体について、市から何らかの示唆があったと仄聞している。つまり、当該企業に対して3社で組んでほしいといったようなことだ。

(答弁)

それはない。

(質問)

G E Oソリューションズは、単独で参加できないほど規模が小さいのか。

(答弁)

中堅企業だと思う。今回の3社J Vの中では、道路台帳と基本地形図の過去の実績、それは本市でなくてもよいが、公共の実績を要件としていた。この会社については、実績を所有している。

(質問)

姫路市ではないのか。

(答弁)

姫路市での契約実績はない。

(質問)

この業者は、松岡議員がずっと連れて紹介していた業者ではないのか。

(答弁)

財政局では、そういうことはなかった。

(質問)

今回の記録の中でも、松岡議員がこの業者を強く勧めたと思われる。その流れの中で、この3社JVによるプロポーザルが行われている。

予算に計上されていなかったものが、新年交社会の席上でわざわざお願いをして、そしてそれが突如として予算化されて、最終的に、この企業が、3社JVに含まれている。客観的に見れば、怪しげなことが行われているとしか考えられない。

(委員長)

その辺りは、また個別で審査したい。

(質問)

平成31年1月4日付の要望等の資料における対応結果欄に、「会派要望の場合では、松岡議員から市長への要望はされなかったが、市長、両副市長とも協議の上、不備箇所の数量把握と対応方法についての調査委託費と新年度予算への追加要求を行うことになった。」とある。この調査委託費は幾らなのか。また、そんな簡単に、トップダウンで調査委託費がつくのか。

(答弁)

松岡議員からの要望は、不備があるので、解消する予算をつけるべきではないのかというものであった。不備の程度や影響などが十分に把握できていなかったのもので、その調査費用を市長予算査定の中で、予算計上し500万円となった。支出額は429万円である。

(質問)

当該要望等の資料の上段で、「修正すべき箇所の数量もわからず見積りもないため予定していない。」と返事している。原局としては、あまり

正すところはないというニュアンスがあったと受けて取れるが、どうか。

(答弁)

松岡議員からは、不備があれば次年度に修正し、予算を取ってほしいとのことであったが、どの程度の不具合か分からないため、それはできないと断った。そのあと、どのような不具合があるのか確認するための委託料の予算措置を行うという流れになった。

(質問)

資料で、松岡議員の発言として「大手業者でなくとも、きちんとできる業者がある。」との記載がある。松岡議員が推薦しており、結果的に、3社JVになったわけであるが、その経過が分かる資料を次回提出してほしい。

(答弁)

次回の委員会で提出したい。

(要望)

本調査事項とは違うが、前回要望している件について、さらに調べてほしいことがある。前の百条委員会で、白浜糸引八木地区の公共工事について、資料を提供してもらったが、分析の結果、非常におかしいところが見つかった。

業者名も明らかにするが、協同建設という会社があり、この会社の社長は、白浜地区で自治会長もしている。また、協同建設の同族会社に、大利建設がある。

協同建設は結構大きい会社であるにも関わらず、随契が異常に多い。具体的に言えば、一者随契が10件、競争見積りが16件あり、受注件数も多い。特に見積り合わせが15回あり、その15回のうち14回は大利建設が見積り合わせの業者である。

つまり、2社の同族会社での見積り合わせでの随契で、15回のうち14回もある。

また、梶工業という会社もあるが、兄弟会社らしいが、テルミックという会社がある。この梶工業とテルミックも9回、随契において2社だけの見積り合わせを行っている。

そして、そのうち8回、梶工業が受注している

協同建設と大和建設、梶工業とテルミックを挙げたが、それ以外にもたくさんある。また、ほかにも一者随契がたくさんある。明らかに組織的・構造的に、問題があるような入札行為が行われていると思うし、これは調査する必要があると思う。

問題提起している以上、財政局長の責任で、調査して報告する義務があるのではないのか。

(答弁)

調査したい。

(委員長)

財政局長、総務局長及び建設局長が在席している、このタイミングでの問題提起であるので、その主旨をよく汲んでほしい。

(質問)

協同建設と大和建設、梶工業とテルミックだけではない。ほかの異常な状態についても全て調べて、見直してほしい。

(答弁)

親族関係で確認できる分については、そうしたと思う。

(要望)

同族・親族でなくても、同じ業者間で変わらず2社で見積り合わせによる随契が行われること自体に問題がある。

言いやすいところに声かけられて、このような異常な状態が、この白浜地域において行われている。

仄聞であるが、この事業者は、協賛金を払っていないらしい。いずれにしても、全ての入札行為について、特定の意図が働き、おかしい契約が行われている可能性が高いため、これについて詳細な調査を求めたい。

質問終了 11時41分

財政局、総務局、建設局終了 11時41分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局

11時41分

報告事項説明

・東部析水苑のグラウンド整備に関すること

質問

11時55分

(質問)

兵庫飾磨クラブの練習場になっているのは、ほぼ間違いない。白浜地区のスポーツクラブ21に加盟しているから、白浜地区の連合自治会がスポーツ21に貸して、さらに同クラブに貸しているというような話であったが、要は又貸しである。

白浜地区のスポーツクラブ21の過去5年間の事業実績報告書を確認したが、補助金、委託料の支出の内容を全部精査しても、同クラブとの関わりが一切見えてこない。つまり、同クラブに使用させるため、スポーツクラブ21のメンバーであるかのごとく装っているとしか考えられない。

市内には、多数の硬式少年野球クラブがあり、軟式野球クラブもある。それを松岡議員がひいきにするところだけ、このような形で優先的に使用させるというのは、いかがなものかと思う。

それともう一点、中央卸売市場が白浜地区に移転するため、地元要望が出ていると言うが、仮に市場を迷惑施設として位置づけたとしても、石倉最終処分場、市川美化センター、網干のエコパークなど全てにおいて、議会に対して、地元対応について当局が説明を行っている。

その上で、議会が、特別扱いになるが、地元対策として、ある程度はやむを得ないという判断を下し、承認してきた。

ところが、中央卸売市場に関しては、一切そのような具体的な地元対策が説明されずに、松岡議員主導によって、適当な形で予算が執行されていることが一番問題だと思う。

このグラウンド整備予算は、支出科目の予算の枠内で対応したというが、議会に説明をしていたのか。

また、バックネット設置は、当初予算に計上されていない。産業局が何の関係があって、このような予算を執行できるのか。また、トイレの設置工事についても、これは下水道事業会計から支出しているのではないのか。

(答弁)

トイレ設置は指摘のとおりである。

(質問)

特別会計において、何百万円の支出となれば、使用料に跳ね返ってくるため、予算の範囲内というような話と全然違って来る。どのような理由で予算執行したのか。

(答弁)

トイレ設置工事には、施設の維持等に使う費用として確保していた予算を1,000万円使用した。490万円の支出については、事前に議会あるいは建設委員会に報告していない。今回、整備した理由は、処理場内の突発的な補修及び維持管理に係る一般的な管理経費としてトイレが必要であると当時の局長が判断し、執行したということである。

(質問)

処理場の運営とこのグラウンドのトイレ設置と何の関係があるのか。議会に相談せず、勝手に支出しているが、これは下水道事業会計の趣旨から言えば間違っている。

市民から徴収する下水道使用料に跳ね返るようなものを、中央卸売市場の地元対策費みたいな形で、しかも実際は特定の野球チームのために使われていることは、不適切で違法な支出であると思う。バックネット整備はどうなのか。

(答弁)

バックネットについては、卸売市場事業特別会計の管理費から、バックネット整備という経費として、記載の金額を支出したものである。

この点については、先に開催された経済観光委員会で、前任の局長が、この会計から支出するようなものではなく不適切であったと回答している。地元要望・意見を受ける形の中で、やむを得ず対応することになったものであると認識している。

(質問)

執行部側は、やむを得ないと思うかもしれないが、議会からすれば、何の相談もない。再度指摘するが、中央卸売市場を迷惑施設として位置づけていないが、仮に中央卸売市場を迷惑施設と位置づけて、それが市の認識であった場合、全ての地

元対策を公表しなければいけないし、公表した上で実施すべきである。それをなし崩し的に、議会には一切相談もせず、不適切な流用を行っている。認められるものではない。グラウンド整備はどうか。

(答弁)

建設局も、建設委員会も含めて議会へ説明していない。

(質問)

このグラウンド整備工事は、当初予算に計上されていたのか。

(答弁)

平成29年度は当初予算に含まれていないが、30年度は予算計上していた。

(質問)

29年度は予算計上していないが、支出したということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

30年度は予算計上しているが、議会に説明したのか。

(答弁)

個別説明は行っていない。

(質問)

当初、国に対する水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告書の中では、ソフトボール等で4面必要として申請しているが、地元からの使用許可申請にはその旨が書いていない。また、実際現地視察を行った際に確認したが、グラウンドは1面しかなかった

なぜ、1つの野球クラブだけの利用を認めるような状況を許可しているのか。

(答弁)

ソフトボール場として貸与しているのは、多目的広場であるが、平成22年度に要望を受け、29年度に、市場の西ルート整備などに絡み、浜手緑地公園内のグラウンド利用が一部制限されるため、暫定的利用ということで、産業局及び建設局の3

局と相談した結果、グラウンド整備を行う方針決定を行った。

また、地元調整の中で、影響を受ける地区が、白浜の連合自治会の中の4地区であることから、各地区で1面ずつソフトボール場を確保することを、当初協議の中で決定し、4面のソフトボール場を整備した。

しかしながら、利用日は同時になることがなく、スポーツクラブ21に兵庫飾磨クラブが加入し、メインで利用している。

また、同野球クラブが利用する上で、連合自治会、スポーツクラブ21と相談し、バックネット等、必要な設備、コンテナなどを設置していると聞いている。

同野球クラブは、月曜日等を除く、ほぼ毎日利用をするということで、当初、それ以外の利用者が、ほぼなかったということは調査で確認している。

現在は、地域で時間帯を調整して使用しているとのことである。ソフトボール場としての4面の必要性については、現状の利用が1面の利用にとどまっていることから、そこまでの必要はないと考えている。

(質問)

照明器具は、連合自治会からの設置許可申請であるのか。それと、照明器具は幾らぐらいするものなのか。

(答弁)

照明器具は、別添資料8のとおり、白浜地区連合自治会名で、ポール型投光器2基という設置申請が出ている。費用等については、把握していない。

(質問)

野球場専用のような照明器具だとは思う。固定的なものを行政財産に設置して使わせるというのは、よくあることなのか。

(答弁)

行政財産という点においては、目的外ということになるので、行政としては、公共使用が優先される。その上で、未利用地を活用していくことは、

市としての考えでもある。実際利用してもらう際は、行政が公益目的で使用するときは、撤去できるような簡易構造物であれば基本的に許可する。

例えば、建物や大きな機械、コンクリートの基礎であるなど、そのようなものは当然許可対象とはならないと認識している。

(質問)

北側にあったバッティングゲージのようなものは理解できるが、大がかりな照明器具であった。公益目的で使用する際は、撤去するという条件が入っているのか。

(答弁)

使用許可証に、下水道局が使用する場合は、申請者の費用をもって撤去するという条件を入れている。

(質問)

グラウンド整備を行った理由は、平成29年度から中央卸売市場移転整備に伴い、浜手緑地公園内のグラウンドの利用が制限されるため代替グラウンドが必要だとあるが、同グラウンドは29年度から資材置き場等になっていないと思う。

29年度からいつまで、再整備のために、多目的広場が使用できなかったのか。

さらに、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告書で、東部析水苑の財産処分の工程が、承認日から平成35年3月31日とある。浜手緑地公園の多目的広場が使用できるにも関わらず、なぜ平成35年3月31日までとなるのか。

また、松岡議員の要請に応えるため、違法な流用を行っているが、影響を受けた事業がないと先ほど説明があった。結果的に、先送りになった事業はないが、当初予算を取っていないものに違法な流用を行っているため、その認識はおかしいのではないかと。

(答弁)

設置許可期限であるが、下水道局としては、あくまで、暫定利用という認識であり、浜手緑地内のグラウンド等が回復した段階で、その暫定の利用目的が消滅するので、その時点で、許可は取り

消していくべきと考えている。

同野球クラブが独占的に使用している状況については、前回の本委員会での現地視察の際に、例えば、少年硬式野球協会等を窓口にして使用を認めるような透明性が高く、公平性のある使い方などの意見を受けているため、関係部局のほか、現在許可をもらっている国土交通省、兵庫県とも相談しながら、現在の許可を取り消し、次に公平性の高い使い方ができないかどうか協議を開始したところである。

そのような状況があり、現状も許可を認めているという状況である。

(質問)

浜手緑地公園内のグラウンドが使用できなくなるから、代替施設ということは理解できるが、現状では元のグラウンドが使用でき、当初目的を果たしている。期限が平成35年であっても、今の時点で使用許可を取り消すか、そこまで期限があるので公平性及び透明性の高い使い方にするのか、そのどちらかということか。

(答弁)

予算の支出は不適切であったが、公費等を投入して、グラウンド広場として整備している。今後、公平性及び透明性のある使い方に改めていきたいと考えている。

そのような意味でも、関係部署あるいは国・県にも相談しているので、現在の白浜地区連合自治会への許可は、速やかに取り消していきたいと考えているが、具体的な時期については、次の利用について、本特別委員会に案を示した上で、手続を踏んでいきたいと考えている。

(質問)

流用による他の事業への影響の認識は、どうか。

(答弁)

下水道局で言えば、今回支出した処理場運営経費1,000万円は、いわゆる突発的な場内対応が必要なもの、あるいは急な機械のメンテナンスなどが必要になった場合に対応する経費であり、当初から予期できるものではなく、予防措置的に確保さ

せてもらっている。

その観点から言えば、当初から他事業に充てるものがなかったもので、他に影響を受けた事業はないと説明させてもらった。

(要望)

資料に記載のある「多目的グラウンド整備について」整備後の管理について（議員と協議を実施・平成29年度後半）に関して、協議内容の分かる資料を提出されたい。

また、当該事業の契約方法に関して、「②：グラウンド整備（建設局）別紙資料12のとおり」とあるが、技能労務職員が延べ500人ほど従事したと聞いている。何日に何人ということが分かり、延べ何人までを集計した資料を提出されたい。さらに、④バックネット及び防球ネット、⑥トイレ設置工事については、明らかに分割発注であると思う。それぞれの工事について、数量・単価を全部、提出されたい。

(答弁)

資料を準備し、次回の委員会で提出したい。

(要望)

契約形態の一覧表に関して、グラウンド整備を請負工事として発注した場合、幾ら差が出るのか。資料は、請負と今の金額が対比できる形で作ってほしい。

また、原材料の購入において、平成30年度に切込砕石を6回に分けて入れているが、なぜ、このような形で入れているのか。その内容を説明されたい。

さらに、材料において、ふるい真砂土があるが、これは指名競争入札だ。材料購入の入札であるが、なぜ、梶工業やテルミックが指名されているのか。一般競争入札であれば、資格があれば入札に参加できると思うが、指名競争入札で、材料販売業でない建設会社を指名したのか。その辺りの資料も提出されたい。また、単価も詳細に説明されたい。砕石も再生砕石ならば、もっと安いと思う。

(委員長)

その辺りの資料が提出できるようしっかりと準

備されたい。トイレの設置に関して、今回いろいろな資料を提出してもらったが、局長が直接要望を聞いたという話もあると思う。

全件記録を残す規定がある中で、それがなく、500万円近い支出を行い設置したというのはいかかなものかと思う。本当に記録が残っていないのか確認されたい。

(答弁)

ヒアリング等を実施して、いつ、どのような会話があったのかというところをまとめて、提出したい。

また、補足となるが、要望等については、局長が当初トイレの設置について要望を聞き、記録は残っていないが、事後に別の案件で、議員と面談した際に、その話が出ている。トイレ設置の要望について、その後、伝え聞いており、そのときの要望等の記録は残しているので、それについては次回の委員会で提出させてもらいたいと思う。

(要望)

税金から支出されているため、この契約・工事の最終意思決定権者を明確にしてほしい。

(要望)

別紙資料13の、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告書に、多目的広場整備が4面となる理由で、松原、中村、宇佐崎は理解できるが、八木地区が含まれるのはなぜか。八家川から東が八木地区と思う。この意図が何であったのか、また報告されたい。

質問終了 **12時26分**

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局終了

12時26分

休憩

12時26分

再開

13時12分

産業局

13時12分

報告事項説明

・新市場用地の土壌汚染対策業務に関すること

質問

13時20分

(質問)

事業について、地元要望も松岡議員からも関与がなかったとのことであるが、百条委員会で提出された資料の中で、競争入札から業務委託に発注する際に「わしが、やいやい言うたから変わったんや。」という一文があったと記憶している。本当に関与がないのか。

(答弁)

百条委員会の資料でそのような内容があったことは承知しているが、関与はない。

質問終了

13時21分

報告事項説明

・賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関すること

質問

13時22分

(質問)

賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員の名簿であるが、メンバーはどのような形で、このような区分となったのか、選定経過が分かる資料を提出されたい。

(答弁)

学識経験者については、専門分野として大学教授3人である。例えば、田原先生であれば、環境計画、都市計画に精通し、姫路市の公的な任務に就任されている。

南先生は、リレーションシップマーケティングから、いわゆる顧客と商業施設を結びつける分野にたけているということで、こちらからお願いして、選定している。

竹川先生については、経営論、国際経営論ということで、経営に関する専門的な知識を有するというようお願いしている。

広岡先生は公認会計士であるが、トーマツという大手監査法人での勤務経験があり、今回、そのような流れで計画を判断しないといけないということから、こちらからお願いして、選定させていただいた。

あと、自治会の2人であるが、市場移転が決定した当初から地元説明会等で地元での雇用や日常の

買物の場、また地元店舗の出店などについて、市場移転に伴う地域のメリットについての期待の声を何回も聞かれたことから、新市場と地域との連携による市場の周辺の活性化ということから募集した。

委員の選出に当たっては、このことを踏まえ、周辺地域の生活環境への配慮や交通対策などの関係からも審査を行えるように、地域全体の実情を把握している白浜地区の連合自治会と賑わい拠点施設が実際に設置されて、影響を受ける所在地の自治会からということから2人の委員の選出を考えた。あとは、市の職員が2人である。規則で委員は8人以内と規定されているため8人を選出した。

(委員長)

資料はどうか。

(答弁)

次回の委員会で提出したい。

(質問)

地元からどのような要望があったのか、分かる資料があれば、提出されたい。

委員会の選定に関するものでなくても、賑わい拠点施設に関するものがあれば、提出してほしい。

(答弁)

地元からの要望についてであると思うが、思いや期待等も入ってくると思うが、その辺りの資料を次回に提出したい。

質問終了 13時33分

産業局終了 13時33分

建設局、産業局 13時33分

報告事項説明

・白浜市場線東ルート of 整備に関すること

質問 13時44分

(質問)

添付されている要望記録は2020年3月3日が最後であるが、2020年4月以降は松岡議員や地域からの要望はないのか。あるならば全て提出されたい。

(答弁)

改めて確認したい。

(質問)

東側アクセスルートは、平成30年3月の検討資料に4案が示されているが、早期実現性(特殊性)についてガス管の影響をそれぞれの案で評価されているが、令和元年の7月29日の要望記録は、このガス管に関係するものか。これは高圧ガス管と聞いているが、ガス会社と協議したのか。資料があれば提出されたい。

(答弁)

ガス会社とは協議している。第1案については、ガス会社によると、中村川の両側にガス管があり、両方に影響し、避けることができないため、移転可能性について確認したところ、このガス管は南の工場地帯につながっており、移設は、実質不可能であり、積算も不可能であるとの回答を受けている。

7月29日の要望記録は、中村川西側の南北道路に埋設されているガス管に当てずに、橋台を設けることができるのかという話で、困難であれば道路西側の民地側の中に橋台を入れなければならないということである。

(質問)

文書で資料提出されたい。

(答弁)

資料を作成の上、次回の委員会で提出したい。

(質問)

東ルートの整備のために予算削減した、20校区と26路線について、路線ごとの金額とどこの部分の工事であったのか地図で示してほしい。また、予算削減した路線は、予算措置を3年度に行っているのか。

(答弁)

資料を作成の上、次回の委員会で提出したい。また、事業執行を見送った路線は、3年度に予算措置している。

(質問)

東ルートは、4案のうち第2案が採用されたが、立ち退きが必要となる物件の補償費が予想以上に多額となり、工事が先送りになっている。その見

積資料は提出できるのか。

(答弁)

提供できるものとして何があるのか確認が必要である。

(質問)

算定項目や金額が公開できないのであれば、審査できない。秘密会であれば提供は可能か。

(答弁)

金額が職務上知り得た秘密に該当するか確認し、整理した上で報告したい。

(質問)

西播設計に物件調査委託を行い、金額が算定されていると思う。854万8,000円を変更して、幾らになったのか。

(答弁)

最終契約額は、消費税を含んで、1,070万4,478円である。

(質問)

200万円ほどの増であり、そこから成果物が出ている。事業開始から現在に至るまでの経緯で、平成30年8月の経営会議で意思決定をして、決裁を上げたが、未執行となっている。その理由は何か。

(答弁)

コロナによる影響である。

(質問)

コロナの影響で感染者が出たのか。

(答弁)

税収が落ち込むため、事業を抑えたということである。

(質問)

予算流用する段階で、この26路線の執行を止めたのは、議会の承諾なしで行ったのか。

(答弁)

指摘のとおりである。

(質問)

最終決裁は副市長か。

(答弁)

そうだ。

(質問)

当初、5億円程度であった立ち退き料が10億円ぐらいに膨れたと仄聞している。経営会議で意思決定した際は、そんなに膨れ上がった金額ではなかったと思う。当初の細かい数字は分からないが、この4案は、当初の5億の立ち退き料をベースに出された案だと思う。10億円余りに膨れ上がった段階で、再検討しなかったのか。

(答弁)

行っていない。

(質問)

非常に不自然だと思う。それと、2020年3月3日の要望等に係る記録票兼報告書によると、松岡議員が、会派控室で中川局長、辰巳部長、門口課長、三村部長に対し、「移転先工事を祭りまでに終わらせる。そうでなければ■■■■の補助金を止める。期限を切らないと動けないなら、■■■■から何月何日までにできなければ、移転に協力しない旨の文書を出させる。■■■■の事業費増大についても、経済委員会で問題にして、夜までやらせる。こんな話なら昨日の議会でもっと追及しておけばよかった。」とある。これは、不当要求ではないのか。

(答弁)

継続して何度も行われた要望であれば、不当要求に該当していたと思う。私自身が受けた要望としては、この回だけであった。

(質問)

繰り返して、必要以上にしつこく要求される場合も不当要求に当たる。この内容に、松岡議員に権限はないのに、補助金を止めるとの発言がある。

議会の意思決定であれば分からないが、1議員にそのような権限は全くない。

そうであるにも関わらず、このような要望を受けて、結局、「再度、検討します。」と回答している。なぜ、不当要求扱いとしないのか。

(答弁)

個人的な見解となるが、不当要求に該当するのではないかと思っている。

(要望)

松岡議員から頻繁に要望を受けて慣れてしまっ

たのかもしれないが、内容から言えば、議員の権能を逸脱した不当要求である、

本来、5億円のもの10億円にも膨れ上がって、当初の4案を検討したときの状況と変わってれば、当然そこで見直しの議論が必要だ。

それがなされないままに、要求を受けて実施しないといけないと、追いやられているわけである。

祭りまでに終わらせろと要求を受けて、もう一度見直すとする。最終的には、いろいろな声があって止まったが、他の地域の事業まで全部取りやめて、議会にも相談せず予算を捻出しようとした。

そこに至った一番大きな理由は、祭りまでに終わらせろとの要望以後にある、不当要求が当局を縛っていたのではないのか。

このような見解は大事であるので、再度答え直して、整理されたい。

(委員長)

2020年3月の経済観光委員会委員長は私であり、松岡議員は同委員会の委員であった。委員会ではこのような話はなかった。

(答弁)

議会に対して丁寧な説明をしなかったことなど、本来やるべきことをやっていたことが、一番の反省点であると考えている。先ほどの質問に対して、回答を作成し、提出したい。また、今回の指摘や意見を改めて肝に銘じて、今後取り組んでいきたいと考えている。

(質問)

2019年3月19日の要望等に係る記録票兼報告書でも、「Aさんは個人的にはよく知っており、Aさんの土地はどうなるのか。」とある。先ほど、職務上知り得た情報の開示について発言があったが、この要望は、正式公開する前に、教えてほしいという趣旨ではないのか。

そうであれば、服務規程に違反すると思う。これも不当要求であると思う。

(答弁)

この文面は、本市がルート決定したので、影響が及ぶ土地の所有者に対する理解を求めている

という内容である。

(質問)

なぜ、議員に教える必要があるのか。個人的にも知っているから教えてほしいと要求を受けたわけではないのか。

(答弁)

次回の委員会に文書で回答したい。

(質問)

2017年12月の挨拶に行けという要望を皮切りに、2018年5月、2019年3月、6月、7月に要望があり、最終的に2020年3月3日の要望において、移転先工事を祭りまでに終わらせろとの要望で終わっている。

時系列的にはこのとおりのかもしれないが、松岡議員の性格からして、その後、黙っていることはないと思う。本当に要望記録はこれしかないのか。

(答弁)

要望記録としては、ここに添付しているのが、全てである。

(質問)

仄聞であるが、そうでないことをつかんで質問している。松岡議員から接触がなかったということはないはずだ。

(答弁)

東西のアクセス道路に関しては、当時の私の上位者に話をしていた。

(質問)

その記憶があるならば、記録があるはずだ。局長か部長か分からないが、記録を取る必要があったはずだ。取っていないければ、それはまた問題である。

(答弁)

要望記録は提出しているが、メモも含めて記録が存在していないか、改めて前任者に聞き取るなど、確認したい。

(要望)

東ルートが延期になって、今現在、どのような状況になっているのか。機械のキャンセル料などいろいろな問題が発生していることを地元から仄

聞している。その点について説明されたい。

また、東ルートの架橋について説明をどこまでしているのか。中村地区でも、ほとんどのが知らないし、漁業組合のも知らないという状況だ。

また、2019年6月5日の要望等に係る記録票兼報告書の中で、「東ルートで■■■■には説明に行かなくて良い。」とあるが、これは何か。資料を提出されたい。

(質問)

添付資料は、要望等(不当要求行為等を除く。)に係る記録票兼報告書であるが、不当要求行為等の様式はあるのか。

(答弁)

不当予定要求行為等に係る記録票兼報告書という様式がある。

(質問)

立ち退き料が当初5億円程度であったのが、10億円を超える金額に膨れ上がった件について、なぜ、そこまで膨れ上がったのか。中身について具体的に説明されたい。

また、設計会社の800万円の事業費が1,000万円を超えていた。これは、当初想定したよりも、計算の仕方やいろいろな作業が増えたためであると思う。なぜ、その倍ぐらいに膨れ上がったのか、その中身について、具体的に説明してほしい。

(答弁)

内容について資料を作成したい。

(委員長)

たくさんの指摘があったが、しっかりと次に備えられたい。

質問終了

14時15分

報告事項説明

・新恋の浜橋の新設と蜷橋の改修整備に関すること

質問

14時25分

(質問)

要望等に係る記録票兼報告書は、恋の浜橋ばかりで、蜷橋がないのはなぜか。

(委員長)

蜷橋に関しては、先ほどの説明の中で「記録が無く申し訳ない。」と謝罪があった。理解してもらいたい。

(質問)

最終意思決定権者が、双方とも局長である。金額が10倍以上違うが、間違いないのか。決裁区分について説明されたい。

(答弁)

工事の発注規模に応じて、決裁区分が決められている。局長決裁になるものは、2,000万円以上5,000万円未満であり、5,000万円を超えると副市長決裁となることが決裁規定で定められている。

(質問)

恋の浜橋の総事業費は4億2,000万円で、5,000万円を超えるが。

(答弁)

恋の浜橋は、県の農林事務所から問い合わせを受けて、当時の産業局長と建設局長が話し合った結果、工事決定に及んだことが、メモ書きで確認できたため、最終意思決定者は、両局長という表現とした。

(質問)

両局長の合意があれば、5,000万円を超えても、局長決裁で対応できるのか。

(答弁)

両局長の上位者が意思決定を行ったかどうかまで確認できなかったのも、このような表現とした。

(質問)

規定か規則があると思うので資料を提供されたい。また、恋の浜橋は、現地視察の際に必要性がかなり薄いとの意見もあった。要望があったとはいえ、事業採択するに当たり費用対効果などに精査したのか。資料があれば、提供されたい。

(答弁)

確認する。

(質問)

この橋は、平成25年ぐらいから話が出ており、東ルートの件も27年ぐらいから出ている。

東ルートの整備を、本当にその時点で実施する予定であれば、恋の浜橋は必要であったのか。

両事業にそんな時差はないし、恋の浜橋は27年ぐらいいから予算執行を開始しているが、そのときには、東ルートの話は十分に出ていたわけである。

総合的にあの地域全体の計画から言えば、なぜその辺りをしっかりと整理して議論しなかったのか。

また、あの道路や橋に、自動車の通行があるのか。実際、たくさんの人が利用している様子が見えないうかがえない。通行量調査をすべきではないのかと思う。将来は分からないが、あの近距離に、2つの橋がなぜ必要なのかという議論になる。

2017年6月8日の要望等に係る記録票兼報告書で、「高欄の地元業者を紹介するので話を聞いてやってほしい。」と記載があり、「地元業者から連絡あれば対応する。」と回答している。この工事は連絡してきた業者が受注したのか。

(答弁)

元請会社が別にいる。下請けで入るという流れになる。

(質問)

それは理解している。実際はどうだったのか。

(答弁)

確認の上、報告したい。

(質問)

2017年11月24日の要望等に係る記録票兼報告書は、今回の問題の一端となるが、松岡議員が施工業者から連絡がほしいと要望している。対応結果に、施工業者に松岡議員に連絡するよう伝えたところがある。これは、3地区協議会に関連すると思うが、何のために松岡議員が連絡をほしいと要望しているのか。

(答弁)

当該議員が地域の代表であり、連絡してもらうように言ったと聞いている。

(質問)

それが例の「白浜糸引八木地区対策協議会事務局長 松岡廣幸姫路市議会議員」と書いている名

刺につながっていると思う。総務局長も職員で認識している人が少ないと発言があったが、これを要望等の資料を見れば、不適切な状況が明らかだ。結局、職員が松岡議員の不適切な行為に加担しているわけである。

要望内容を提供するだけでなく、中身も精査して、市の職員としての対応がよくなったのかということも明らかにしてほしい。

この両橋の高欄であるが、幾ら余分に予算が必要になったのか。

(答弁)

蜷橋については、赤く塗装する費用が、直接工事費で約85万円であり3倍となるため、委託をすると約250万円程度になる。

(質問)

250万円の増額ということか。

(答弁)

そうだ。恋の浜橋は、約1,460万円の増額である。

(質問)

この2つの橋に限って、このような仕様にする必要があったのか。地域の歴史や伝統という理由であれば、どこの地域にも歴史や伝統がある。

それらを全て生かしたまちづくりや架橋をするのか。この2つの橋は、地域が共通していない。一方は高浜地区で、一方は白浜地区である。

松岡議員の趣味で同じような意匠の橋が、多額の費用を使って作られていることになるが、そのようなことは、許されるはずがない。

税金の無駄遣いどころではない。地元や自治会長が要望したからと言って、それが100%正しいとは限らない。無理な要望や不適切な要望もある。

税の執行者としては、「それは無理です。」「いい提案ですね、議会に諮ります。みんなで相談しますと。」という姿勢が必要だ。他の地区の人から、同様の要望はあったのか。

(答弁)

この2橋以外はない。

(要望)

松岡議員が関わったものだけが、なぜその要望

が通るのかという話だ。それも多額の税金が使われている。本当にどれだけの地元の人が要望しているのか。祭りはみんな好きだと言うが、中には苦手な人もいる。再検討する必要があると思う。

それと、要望書には、具体的に赤色に塗装してほしい等の記述はない。松岡議員から要望があったのではないかと。そこははっきりしてほしい。回答は次でよい。

(要望)

蛸橋は老朽化しているとの情報があり、確認した。建設委員会で、全橋を点検して橋梁の長寿命化計画を策定するという話があったと思う。この蛸橋の修繕年度はいつであったのか。その資料があれば、提出されたい。

(質問)

当時、松岡議員が情報提供した写真もあるはずだ。それも提出されたい。

(答弁)

点検当時の写真を残しているのだから、それと併せて長寿命化修繕計画の資料を次回の委員会に用意する。

(質問)

確認になるが、資料の「4事業開始契機」の恋の浜橋は、新恋の浜橋という認識でいいのか。地図で見ると、人しか通れない細い橋が恋の浜橋とあるが。

(答弁)

指摘のとおりである。

(質問)

表記が正確でないということか。

(答弁)

新が正しい。

(質問)

新恋の浜橋の整備に当たって、県に補助金を請求したのか。

(答弁)

その形跡は見当たらなかった。

(質問)

先ほどの説明で県と協議したとあった。協議し

たのであれば、協議記録を探してほしい。市単で施工する意味がない。その形跡がないのであれば、職務怠慢である。

(答弁)

調査したい。

(要望)

先ほどの要望記録と同じになるが、半年程度で、これだけの要望を行っている。相手先はやはり中川部長だ。資料として抜けているのは、中川部長とおそらく当時の佐野局長だと思う。記録がなければ、佐野副市長に出席を求めることになるので、しっかりと探してもらいたい。

(質問)

蛸橋に関して、資料では、「工事に先立ち、地元自治会に確認した際にも、自治会から同様の要望を受ける。」とある。これはいつ、誰がどのような形で、自治会から要望を受けたのか。

(答弁)

時期については、正確な記録が残っておらず不明である。定期点検を行い、4段階のうち3以上のレベルとなると、当該部分を、長寿命化修繕計画に掲載し、順次施工する。また、計画に基づき、工事を施工することを、橋梁ごとに地元自治会に説明を行っている。

資料に記載している自治会からの同様の要望というのは、議員から、地域が赤色の高欄を希望しているとの情報を受けていたため、地元としての要望であるのかということを確認したということである。

(質問)

いつ、誰が、電話で確認したのか。誰に会って確認したのか、それを説明されたい。

(答弁)

要望の時期等も改めて資料の確認を行い、加えて、経緯を説明できるものがあれば提出したい。

(委員長)

今日の段階で記録がないとのことであるが、しっかりと調べてもらいたい。

(質問)

2017年6月8日の要望等に係る記録票兼報告書において、「工事箇所南側の県有地を工事の資材置き場で使ってほしい。」とあるが、これは、どういう意味か。松岡議員からの要望か。

(答弁)

確認して報告したい。

(質問)

新恋の浜橋に関して、地元から要望はあったとのことだが、要望書の提出はないのか。

(答弁)

新恋の浜橋に関しては、26年度、27年度の当該地域の行政懇談会で要望が出ている。

(質問)

その要望書が、平成25年12月の中村川下流に築造の「恋の浜橋」の新設についてか。資料があるのなら、提出されたい。

(答弁)

次回の委員会に提出したい。

(委員長)

多くの資料請求があったので、しっかりと対応されたい。

質問終了

14時49分

建設局、産業局終了

14時49分

建設局

14時50分

報告事項説明

・浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関すること

質問

14時53分

(質問)

自治会長から要望書が提出されているが、議員要望などほかにないのか。また、日付が空欄であるのはなぜか。

(答弁)

日付がないのは、今回調査して発見したものをそのままコピーしたためだ。決裁には受け取った日付が入っている。

(質問)

産業局と建設局で地域協議会を開催していたと

思うが、その中で、からくり時計の要望も出ていると思う。なぜ、資料添付がないのか。

(答弁)

からくり時計に関する要望書は、もらっていない。前任者に確認したところ、おそらく、一部の祭りの団体の思いとして、このような意見が出ているという話の中から進んでいったというふうに聞いている。

(委員長)

その辺りの要望記録はないのか。

(答弁)

要望記録はない。

(質問)

自治会からの要望書には、太鼓の音色が流れる時計台の設置とある。先ほど、からくり時計の要望が一部からあったとの説明があったが、その要望資料がない。資料を提出されたい。

(答弁)

議員からではなく、地域の人が来庁され、松岡議員から、そのような話が通っているはずだという要望記録は残っている。

(質問)

なぜ、それを提出しないのか。

(答弁)

今回は、松岡議員からの要望のみが対象であると考えていた。

(質問)

誰から要望があったのか。

(答弁)

市場委員会の公園の担当の人だと聞いている。

(要望)

市場委員会と言われても分からない。誰であるか明らかにされたい。

(委員長)

記録があると思うので、提出されたい。

(質問)

当初計画の総事業費の2,000万円というのは、だんじり太鼓の音色が流れる時計で、からくり時計となれば、6,000万円ということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

からくり時計が6,000万円となる見積書を確認したい。設計書のようなものはあるのか。

(答弁)

2,000万円の時計については、姫路駅に2,000万弱の音の出る時計があり、そのような時計を参考に、ある程度規模を想定しながら数字を算定していると聞いている。6,000万円のからくり時計については、イメージでしか取っていないもので、我々が確認したのは大ざっぱな見積書だけである。

(質問)

見積書は誰がどこで取ったのか。

(答弁)

姫路市だ。

(質問)

どこに依頼したのか。

(答弁)

市内の会社だ。

(要望)

からくり時計を作成しているところは、余りないと思うがどこの会社か。その資料も提出されたい。

(委員長)

資料がなさ過ぎる。今、答弁できるならば、答弁されたい。

(質問)

からくり時計と言っても、どこで見積りを取るかだけでも悩む。どこで、どのような内容で、どこまで踏み込んで見積りを取ったのか。また、誰と協議したのか。全て松岡議員と協議して決めたのか。

(答弁)

この6,000万円の見積りは、松岡議員と協議していない。

(要望)

市が適当に考えて見積りを取ったということか。その資料を提出されたい。

(意見)

建設委員会でも資料提出があったが、黒塗りされていて、業者が分からなかった。

(要望)

それと同じ資料を提出されたい。

(質問)

2,000万円から6,000万円になった経緯として、祭りに関連する1団体から、1回だけ要望があり、6,000万円になったという理解でいいのか。

(答弁)

それはないと思う。

(質問)

その経緯が分かるように、誰が要望して、どのような形で、このようになっていったのか説明してもらわないと審査できない。1回の要望で2,000万円が6,000万円になるような簡単な話ではないと思う。松岡議員は全然関与していないのか。

(答弁)

いいえ、関与は間違いなくある。

(要望)

それが分かる資料を提出されたい。地域の誰と会ってどのような要望があったのか。電話や直接の来庁もあったのではないのか。要望記録はないのか。作成していないのか。

(意見)

建設委員会では報告があったが、平成31年1月に松原自治会から要望が出ている。それと見積りは2020年10月14日に、姫路市公園整備課宛に出されているものが約6,000万円だ。資料はあるはずだ。

(委員長)

委員から、そういう指摘があるのはどうかと思う。

(質問)

本当に説明をする気があるのか。

(答弁)

返す言葉がない。説明は丁寧にさせていただこうと思っているが、資料不足で申し訳ない。要望のあった資料は、取りそろえて次回の委員会に提出したい。

(要望)

姫路の市立公園で、時計台が設置されているところは何か所あるのか。それぞれ予算額も示してほしい。2,000万円であっても異常だと思うが、6,000万円もの時計を設置するのは、看過できない話だ。

そのため、本市の類似施設でどんなものがあるのか確認しておきたい。白浜地区で、なぜこのような予算となるのか立証したい。その資料を提出してほしい。

(質問)

このような場合、複数の見積書を取ったり、いろいろとアドバイスをもらおうと思う。納得できるような資料はないのか。建設委員会に提出した見積書しかないのか。

(答弁)

再度、要望記録を確認する。

また、前任の担当者のやり取りは聞き取りになるが、電話や公の場での受けた意見も含めて、整理したい。

質問終了

15時05分

休憩

15時05分

再開

15時19分

報告事項説明

・浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関すること

質問

15時22分

(質問)

松岡議員及び地元要望の関与については、該当なしとある。これは西側ゾーンの話だと思うが、この事業は全て市の計画によるものか。

(答弁)

市場線の西ルート of 整備によって分断された公園の接続が、主な整備内容である。この3つの事業について松岡議員から具体的な要望はない。

(要望)

西側ゾーンの整備については、建設分科会で議論があったが、市道の一部閉鎖や駐車場の整備も

含めて、この事業を進める必要性について、改めて整理し、次回までに資料を提出されたい。

(質問)

整備することに至った経緯は、産業局経由ではないのか。

(答弁)

市場移転が契機だと考えている。

(質問)

その辺りをもう少し整理したほうがよいと思う。産業局から、市場を移転するから、この事業を行ってほしいということで、建設局が押しつけられたように感じる。

本当の意味での最終意思決定者は、建設局長なのか。もしくは、副市長、産業局長なのか。それを明らかにして、経緯の分かる資料を提出されたい。

(答弁)

市場移転に伴い市場へのアクセス道路が必要になり、アクセス道路を整備する過程において、公園緑地の分断が発生したという経緯から言えば、先ほど指摘のあったとおりだと思う。

経緯や最終決裁者が、事実上誰であったのかも含めて、整理の上、次回の委員会に資料として提出したい。

(質問)

このような要望もなく不要不急の事業をなぜ行うのか。

費用対効果や必要性等をしっかりと整理する必要があると思う。そのような資料があれば提出されたい。東側に立派な施設があり、当面は十分だと思う。

(答弁)

西ルートの東側で公園整備が完結しているのではないかとの指摘であるが、西ゾーンの必要性について説明ができなければ、アクセス道路によって分断されたという基本的な理由まで崩れてしまう。改めて、必要性について整理の上、次回、報告したい。

質問終了

15時30分

報告事項説明

・不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関すること

質問

15時36分

(質問)

白浜系引八木地区の工事の中でどう考えても不適切だという例示を財政局長に指摘した。

例えば、協同建設と大和建設、梶工業とテルミックの間の2者随契だ。

これらの事業者は、同族会社の範囲には入らないが、事実上、一族の経営だと思う。

3地区で実施された工事等について、この3年間調査したところ、梶工業とテルミックの2者だけが参加した随契が9件あって、そのうち、8件を梶工業が取っている。9回全てが公園整備課発注分である。たまたまではない。不適切だと思わないか。

2者のみの参加による随契であるから、何らかの力が動いたのか、それとも配慮して、行ったとしか考えられない。しかも見積金額が全部似たり寄ったりだ。工事の内容も、少しずつ違うのに、落札パターンが同じだ。

つまり、随契となるぎりぎりの金額で取るという前提で、見積り合わせが、近い関係者間で行われているということだ。それを市が全く知らないことはないと思う。

この点について精査し、正直なところを説明してほしい。明らかにすることによって、間違いを反省してもらわなければ、このような問題は解決しないと思う。

さらに、現地視察で感じたことであるが、目的のスポーツ公園は、スポーツ目的であるから、フェンスも高いが、当該公園は、明らかに近所の子どもが遊ぶ公園だ。

公園は地元要望で整備している。要望した地元が責任を持って、公園を管理しないといけないし、地元の自治会長や公園愛護会で適正使用について注意喚起の協力をしてもらうことが当然だ。

その責任を市に転嫁し、フェンスを高くしろと

要望することは不適切であり、それに対応してしまったという反省がなかったら、また同じようなことがあると思う。

松岡議員からいろいろと要望があったかもしれないが、当初、担当者が主張したとおり、これは無理であると意見を押し通す必要があったと思う。どんなことがあっても嵩上げを行えと要求すること自体が不当要求だ。

要求されたから設置したという観点からではなく、その判断が間違っていなかったのかということを検証してほしい。他の地区ではこのようなことはないと思うが、要求があれば、今回のように簡単にフェンスの嵩上げを行っているのか。

(答弁)

行っていない。

(質問)

あんな狭い公園で、どう考えてもおかしいと思うし、業者選定にも疑義がある。無理に無理が重なって、いびつなことになってしまっている。その辺りの経緯をもう少し詳しく報告してほしい。

(委員長)

先ほどの要望は、財政局長の出席時にも発言があったもので、建設局長も同席していたので趣旨は分かっていると思う。調査の上、しっかりと報告されたい。

(答弁)

見積り合わせの件については、精査して次回報告させてもらいたい。当該公園の種類としては、今は街区公園と呼んでいるが、以前の名称は児童公園であり、子どもが遊ぶ公園という広さの位置づけである。

スポーツ目的の公園でないことは確かであり、公園としての果たす役割とそれに見合った整備という面において、バランスを欠いた整備を行ってしまったことは反省している。

その点についても、経緯やどの点が悪かったのかということも含めて整理して、次回の委員会に資料として提出したい。

(要望)

令和元年度に実施した工事は、見積り合わせの話もあるが、1番目が2019年の7月17日から9月24日、2番が9月27日から11月28日であり、1番目と2番目の工事の間は、3日しか空いていない。一体となる工事であれば、入札案件であり、随契で行うような工事ではない。

3日しか空いていないことは、意図的に工事を分けていると見て取れるので、この経緯が分かる資料も提出されたい。

(質問)

要望書の確認になるが、当初から公園の使い方について、市と地域が話し合いを行っていると思う。現時点では、「ボール遊びをしないでください。」との掲示がなされているが、令和2年度に実施した工事が要望された段階で、この掲示はされていたのか。それとも、あの掲示もあった上で、要望が出てきたのか。

(答弁)

確認したい。

(質問)

「ボール遊びをしないでください。」という看板が、確か10か所以上あったと思う。普通は、1か所か2か所と思うが、なぜ、10か所以上も設置したのか。

(答弁)

我々の抵抗であった。

(質問)

決裁権限は公園整備課長と記載があるが、部長、局長から指示はなかったのか。

(答弁)

軽工事は、課長判断で発注できるということで課長と記載している。令和元年6月21日の不当要求行為等に係る記録票兼報告書を見れば、中川局長も同席しており、施工は局長の判断である。

(質問)

130万円以下の軽工事であれば、課長決裁で執行できるが、このような問題が絡むと、やはり上位者が関与すると思う。そのようなことは資料に記載できないのか。

(答弁)

今後、報告する際には、事業として決定したのは、誰の最終判断であったのかが分かるような資料を作成する。

(質問)

本来は部長決裁が必要な工事を分割し、課長決裁で実施した場合、それが課長の独断であれば課長を処分しないといけなくなる。

また、局として方針を決めた背景があるならば、そのような経緯も資料に盛り込み、最終的にこのような形で意思決定したと記載しないと、課長が悪者となる

罪もない職員が責任を被るということになるので、しっかりと報告してほしいが、どうか。

(答弁)

方針を決めた経緯と最終決裁権者が分かりやすいような形で資料を作成したい。

質問終了

15時41分

報告事項説明

・浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること

質問

15時57分

(質問)

総事業費が8億円で、西ルートから東側の整備が6億円ということは、西側の整備費は2億円という認識でよいか。

(答弁)

総額約8億円のうち、残額がほぼ西側分だ。

(質問)

令和3年度予算額であるが、令和3年度は、この公園に対して、何をしようとしていたのか。

また、複合遊具に対して、当初約3,500万円の予算が5,500万円に増額したと思うが、2,000万円の増額部分について、どういうふうに予算を確保したのかも説明されたい。

(答弁)

次回の委員会で報告したい。

(質問)

要望等に係る記録票兼報告書が、添付されてい

るが、2019年8月28日の記録もあったと思うので、それも提出されたい。

(答弁)

確認の上、次回提出したい。

(要望)

この要求は不当要求扱いではないが、8月26、27、28日と要望が3日間続いている。これは、不当要求でないのか。

また、複合遊具の当初約3,500万円の予算が、結局5,500万円になっているが、それは松岡議員の要望を受けて、予算額が上がったのではないのか。そうであれば、その経過も含めて不当要求であるかどうかの検証が必要だ。その辺りの見解についても考えておいてほしい。

(質問)

松岡議員から要望があるから対応する、対応するにはどうするのかと考え、建設局が執行している。

なぜ、そこまでする必要があったのか。その辺りをはっきりさせないといけない。

事業が始まるまでの契機となるが、市場移転が決定してからここまで、誰から、どのような要望や意見を受けたということを、具体的に記載したほうがよい。そうでなければ、建設局が全て悪者となってしまうがどうか。

(答弁)

建設局だけでは整理できないところが多々あるため、関係局と協議して、資料を作成したい。

(質問)

平成28年度から、予算執行が始まっているが、要望等に係る記録票兼報告書は平成31年度のものしか添付がない。どういう経緯を経て、この公園整備が始まったのか。誰が要望したのか。

要望書がないのであれば、なぜ、この事業を開始しようとしたのか。

28年度から毎年予算執行を行っているが、決算額と事業内容を資料にして提出してほしい。

(答弁)

資料で添付している工事を分かりやすくすると

ともに、それ以外で執行した予算がないのかを含めて、資料を作成する。

(質問)

白浜に市場が移転すると決定・報告があったのは平成27年9月議会であったと思う。その直後に、地域から要求が出ている。交通渋滞、浜手緑地公園の整備、協議会を設置してほしいなどだ。経済観光委員会でも報告したと思うので、要望書を提出されたい。

(答弁)

指摘の要望書は、「⑨東ルートの整備の整備」の資料で添付している平成27年10月1日付のアクセス道路の建設と周辺整備、浜手緑地公園（新開公園）の施設充実、市場関係者との定例会議の設置の3点であると思う。

(質問)

この要望書に対して、1か月後に市が回答している。それも経済観光委員会で報告されていたと思う。回答書も提出されたい。

(答弁)

確認し、次回の委員会で提出したい。

質問終了

16時05分

建設局終了

16時05分

建設局、都市局

16時05分

報告事項説明

・栗生の松原公園に関すること

質問

16時15分

(質問)

この場所に、もともとトイレはなかったのか。

(答弁)

トイレは存在していた。

(質問)

どのようなトイレがあったのか。

(答弁)

おそらく、神社のトイレだ。

(質問)

その写真や記録はあるのか。

(答弁)

確認したい。

(質問)

トイレの敷地は借地契約とあるが無償か。

(答弁)

無償である。

(質問)

平成 25 年 5 月 2 日に、松岡議員と宮司、営繕課とみどり整備室が立会いをしているが、何の立会いをしているのか。分からないのであれば、記録を調査してほしい。

(答弁)

確認したい。

(要望)

現地視察の際も指摘したが、トイレの瓦に家紋のようなものを用いているが、これは神社の家紋と全く同じだ。写真を見ると、昔のトイレも同じであったと思う。

また、白浜地区連合自治会会長からの要望書は、元は「(仮) 松原(八幡神社) 公園」であったが、八幡神社を二重線で消している。

公園を整備してトイレを設置するというものではなく、もともと神社が所有していたトイレを市の税金で直してほしいという内容だ。

宗教法人の施設を税金で肩代わりして設置することは、憲法や法律違反の可能性がある。白浜西山公園のトイレも同じだ。

この問題をどのように整理して、施工に至ったのか理解できない。先ほど指摘したことも含めて整理されたい。

(質問)

明らかに脱法行為だと思う。市の税金を投入するため、公園を隠れみにしている。先ほどの説明では、以前からトイレがあったとのことであるが、それが事実であれば、このトイレは、神社の責任と負担で整備、管理すべきである。また、屋根の造りも本葺きであるが、3,000 万円をかけて、整備する必要があるのか。

これだけの整備を行うとなると、地元から出てきた要望書 1 枚で、できるようなものではなく、

何らかの大きな力が働いているのではないかと思う。当時の市の幹部やいろいろな人の関与もあると思うが、その辺りの詳細な経緯を分かる範囲で説明されたい。

(答弁)

関係資料を再度確認して、資料を作成し、次回の委員会で報告したい。

(質問)

屋根瓦は、どこの瓦を使っているのか。例えば、淡路の特殊な瓦を使用しているのか。資料があれば提出されたい。

(答弁)

確認の上、次回の委員会で必要な資料を提出したい。

(質問)

トイレの整備に関して、工事費 3,019 万円とあるが、事業内容には旧便所の解体撤去工事も含まれている。以前の神社所有の解体撤去を行ったということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

違法ではないのか。

(答弁)

元のトイレが、撤去工事開始時でどのような状態であったのか調べさせてほしい。

(要望)

工事費が高額である。3,019 万円余りの内、撤去費用とトイレ設置費はどれぐらいであったのか。

また、他の公園におけるトイレの設置費と比較できるものがあれば資料として提出されたい。

(質問)

神社仏閣について、補助を出すときはルールがある。それは文化財に指定されているかどうかだ。

例えば、県の指定文化財に指定されていたら、県が 3 分の 1、市が 3 分の 1、神社が 3 分の 1 であり、市の指定文化財であれば、市が 2 分の 1 で、地元負担が 2 分の 1 だ。

同じ神社内であっても、中の施設ごとに指定、

無指定などが厳密に決まっている。

また、勝手に税金を投入して、建物を潰したり、建てたりすることは憲法違反だ。

損害賠償請求も必要であると思う。これは大事なことであるので、できるだけ詳細な資料を提出されたい。

(答弁)

できるだけ詳細に記載した資料を、次回の委員会で提出したい。

(要望)

当該地は、昭和 62 年から借地しており、平成 25 年に新たにトイレとなる所を借りているが、賃貸借契約書を資料として提出されたい。

また、トイレの横にある神社の門のアプローチ部分の施工的がトイレ整備と同時期ではないかと感じた。

トイレ工事を行うに当たって、周辺に影響する部分も出てくるが、そのような工事を借地以外の箇所も行ったのか。それが違うということが分かるような資料があれば、提出されたい。

(答弁)

訂正があるので報告したい。昭和 62 年から平成 25 年に公園に替えるまでの間は、396 番 6 のほうは市民局で使用貸借していた。つまり、市民局が公園に所管替えして、トイレのほうをさらに追加したという流れである。

(質問)

396 番 6 と 396 番 1 の土地は、別々の契約になっているのか。

(答弁)

当初は、396 番 6 のみ市民課が使用貸借していたが、公園になってからは 2 つ合わせて使用貸借している。

(質問)

資料の図では、どこからどこまでが借りている土地か、トイレの敷地なのか分かりにくいので、分かるような資料を提出されたい。

(答弁)

指摘のあった工事状況のほか、境界、面積など

も合わせて、図面を作成し、次回の委員会で説明したい。

質問終了

16時30分

報告事項説明

・白浜西山公園に関すること

質問

16時40分

(質問)

もともとトイレがあったのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

そのトイレは誰が所有していたのか。

(答弁)

出光の所有であると思っていたが、問い合わせるとそうではなかった。我々の公園台帳にも記載がなかったので、これから調査するが、市が整備したようである。

もともとの目的としては、ハイキングをする人のために整備されたようである。

元のトイレの写真等を含めて、所有についても明らかにしていきたい。

(質問)

白浜地区は、旧合併町でもなく、旧市域だ。本市の所有かどうか不明であるということは管理上、有り得ない。清掃委託についてはどうか。

(答弁)

清掃等の日常管理は業務委託で行っている。

(質問)

改修する前からか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

いつからか。

(答弁)

確認する。

(質問)

所有がはっきり分からないのに、税金で撤去したというのも不思議な話だ。

本件も 2018 年 10 月 30 日に、松岡議員が、「井戸知事から御旅所を見学したいとの話があり来年の祭りまでに整備をしてほしい。」という要望から来ている話だ。

その後、地元自治会ではなく神社の総代会から要望書が出ている。御旅所は、誰の土地か。

(答弁)

トイレの土地の使用貸借については、妻鹿の連合自治会と無償貸借を行っている。

(質問)

新しくなってからなのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

氏子総代会から要望書が出ているところを見ると、権利関係が栗生の松原公園のトイレと同じようなことが推測される。

その点はきちんと調べてほしい。先ほども指摘したとおり、宗教法人の施設を、市が潰したり、新しく建て直したりすることは問題であると思う。非常に重要な問題が含まれているので、その点を明確にしていきたいと思う

順序としては、松岡議員から始まって、地元が要望書を提出する形であるが、その後、松岡議員が関わって、「屋根に反りを入れてほしい。」であるとか「なまこ壁にするように。」など、いろいろな要望があり、今回のトイレ整備になっている。

このような要望を、なぜ受け入れてしまったのか、明らかにしてほしいと思う。先ほどの神社の横のトイレもそうであるが、通常ではあり得ないほどの高額でトイレが整備されていると思う。

しかも、利用頻度から言えば、必要かどうか非常に疑わしいと思う。

栗生の松原公園でもそうだが、すぐそばに支所、地元の自治会館があり、それぞれトイレはある。その辺りの経緯をきちんとしてほしい。

また、「地元から地域の特性を考慮した外壁としてほしい。」という要望があったと記載がある。

地元と言えば、地域団体のように思われるが、

地元なのか松岡議員なのか。これは不当要求であると思う。宗教法人の建物を、議員が力任せに潰したり建てたりすることは、不当要求であると思うので、はっきりしてほしい。

(答弁)

経緯の中では議員と記載し、指摘の箇所は地元と表記している箇所については、はっきりと誰の要望であったのか整理して報告したい。

(質問)

この地域の特性を考慮した外壁としてほしいとなっているが、白浜地域は、なまこ壁と何の関係があるのか。日本全国でなまこ壁のある町は結構あり、倉敷の美観地区や松本市にもある。

しかしながら、白浜になまこ通りというようなものがあるのか。地域の特性を考慮した外壁と言って、なぜ、なまこ壁になるのか。

地域の特性、地元の要望だと言いながら、橋の欄干と同じで、自分の好みを押しつけていると思う。地域の特性を考慮した外壁としてほしいとの要望からなまこ壁を要求されて、なぜ受け入れたのか。誰がそのような判断を行ったのか説明されたい。

(答弁)

しっかり調査し、次回の委員会で報告したい。

(質問)

山についても所有者はいるはずで権利関係をはっきりしないといけない。法務局や中播磨県民局の担当部局で調査することは最低限必要だと思うがどうか。

(答弁)

しっかりと調査したい。

(要望)

山の上にトイレを作った経過に関係あるが、2018 年 10 月 30 日の要望等に係る記録票兼報告書に、「祭りの時には地元で簡易トイレを設置するなどを考えてほしい旨説明した。」とある。また、「松原八幡神社氏子総代にも相談し考えてみるとの返事があった。」とあったが、トイレ建設に至っている。そのときの説明と答えから、どういうふうに

結論が変わったのか。この辺りもきちんと説明されたい。

(質問)

トイレは、男性用と障害者用の多目的トイレしかなかったのではないのか。

(答弁)

一番コンパクトなトイレということで、女性には障害者用のトイレを使っていたかという設計である。

(質問)

公共事業でトイレを設置するのに、女性用のトイレを作らないのは、今の法律上許されるのか。障害者差別解消推進法に違反するし、ユニバーサルデザインの観点からも逸脱している。

(答弁)

返す言葉がない。

(要望)

次の段階で、きちんと説明されたい。

(質問)

トイレの設置経緯を見ると、松岡議員からの要望に関して、日付や項目内容が明確であるが、これに対応する添付資料がないのはなぜか。

(答弁)

改めて確認したい。

(質問)

記録票兼報告書という形でなく、地域の打合せの中で出てきているのかもしれないが、そのときの会議録や打ち合わせの内容をまとめたものはないのか。

根拠資料があるから、日付が明確であると思う。報告書だけでなく、会議録、音声やメモも含めて、提出されたい。

(答弁)

再調査を行い、資料として報告できるようにしたい。

(質問)

以前のトイレは所有者が不明のまま潰してしまったのか。問題ではないのか。地元の総代会に確認しているのか。

(答弁)

経緯等については再確認させてほしい。

(質問)

松原八幡神社氏子総代会からの要望書に、「昨年度も人がごった返す山道での転倒など負傷者をだすに至ってしまった。」とあるが、トイレの入口付近は段差があったり、ポールが道路側に出ているなど、危険な箇所である。

なぜこのようなところにトイレを設置しているのかと思う。

祭りのときは、一般客が並ぶところだと思うので、観客が挟まれて、けがをする可能性もあるし、トイレの入口で転倒し、坂道側に転倒すると将棋倒しになってしまう。

また、あの場所は、簡易トイレも20台近く並ぶはずだ。女性や子どももずっと順番待ちしている。総代会に確認すべきである。

(答弁)

入口の段差は確認しているが、事故は防止しなければならない。最終的な仕上げについて、総代会との話があれば進めたいと思う。

(質問)

白浜西山公園の区域は、どこからどこまでなのか。何年ぐらいに、どのような経緯で公園に指定されたのか。山のふもとには車がよく停まっているが、誰が、どのような管理をしているのか。

本件に関して、経緯は非常に詳しく書いているが、先ほどの栗生の松原公園の場合、議員の関与ありと記載しているだけであるが、この差は何によるものか。

(答弁)

保存年限を超過した文書を破棄しているというのが一番大きい原因だ。

今は要望記録を残すこととなっているが、当時は、口頭でやり取りしていたという部分もある。

根拠資料があるものは全て事細かく記載しているが、不明なところを想像で報告することはできないため、資料の内容に差が生じた。

(質問)

年月の差異は仕方ないかもしれないが、確実に関与があったという限り、経過についてはできるだけ漏れがないよう記載してほしい。

当該公園に関しては、いろいろな交渉経緯の中で音声データがあると仄聞している。それを元に資料を作成しているのであれば、音声データのテープ起こしでもいいから、きちんと出してもらって検証ができるようにしてほしい。

(答弁)

資料としてあるものは、提出しているつもりであるが、できるだけ差がないような資料ができるように努めたい。

(質問)

無償で使用貸借を受けているという話であったが、山全体か。対象範囲はどうなっているのか。資料はないのか。

(答弁)

妻鹿連合自治会の土地が 836 平米あり、そのうち 108 平米について使用貸借して、トイレの敷地としている。

(質問)

御旅山は公園区域になっていると思うが、この公園自体が 108 平米か。

(答弁)

公園区域は山の上から下まで続いている道路と、今回トイレとして使用貸借した区域である。

(意見)

当該公園は道路部分であり、トイレを整備するに当たって、新たに 108 平米を借りたということか。道路部分も借りているのか。

(委員長)

それも含めて、確認されたい。

(要望)

使用貸借の契約書があれば提供されたい。

(委員長)

全体的に言える話であるが、経緯をきちんと説明してもらいたい。要望や記録も含めて、全て資料提供してもらわないと、審査もできない。委員からたくさん要望があったが、今回はしっかり

と資料を出してもらって、審査に臨んでほしい。

(答弁)

資料不足もあったと思うが、説明はできるだけ丁寧に、事実を伝えることができるようにという気持ちで臨んでいる。今後も引き続き、真摯に対応していきたい。

(意見)

百条委員会で、当時の公園部長が、当該委員会の調査事項以外で、松岡議員からの要望等に対して面談時の録音データを所有しているのかという質問に対して、「必要と考えたときには録音等を取るようにしていた。」、本件以外に不当な要求があったのかということについては「ほかにもあった。」と証言している。

その案件を議題として上げるかどうかも含めて、判断してもらいたい。

(答弁)

あるものは全て提出するつもりであるので、確認の上、議題に関係する分については提出したい。

建設局、都市局終了

17時08分

教育委員会、都市局

17時08分

報告事項説明

・白浜小学校の相撲場整備に関すること

質問

17時14分

(質問)

当初予算は 2,000 万円から 2,500 万円程度と記載があるが、実際はこのような曖昧な数字ではなかったと思う。

予算要望の段階できちんとした数字を出していると思うので、適当な数字ではなくて、当初予算の数字を明らかにしてほしい。

また、6,000 万円まで膨れ上がった経緯が全くない。松岡議員が関与しているのは間違いないが、松岡議員が学校施設課長と話し合った内容などの記録もあるのではないのか。その資料を見たことがある。

また、予算措置は、随時対応が必要な際に備え、枠として予算措置しているものから執行とあるが、

本来は使用できないものだ。それを議会に相談もなく使用している。そのようなことも含めて、きちんとした資料提出が必要ではないのか。

本委員会の目的は、松岡議員が関わる事業の真相を究明するものであり、松岡議員と当該相撲場の関わりを明らかにしないとイケない。

松岡議員が当該相撲場に関わってきた内容の記録を全て出す必要があると思うので、その提出を要求したい。

(答弁)

経緯をまとめた資料を作成の上、次回の委員会で提出したい。

(質問)

経緯もそうであるが、きちんとした記録が残っているはずではないのか。

(答弁)

事業開始決定までの経緯に係る議員との対応で公文書として記録が残っているものは、今回提出したもののみである。

(意見)

令和2年4月18日という資料があるのではないのか。

(委員長)

各委員は既に資料を集めている。このような指摘を受けること自体おかしな話だ。存在する資料を全部提出してもらわないと議論ができない。そこはしっかりしてほしい。

(質問)

記録を出してほしいと要望している。時系列で整理してくれるものはそれでよい。それとは別に、記録は記録として提出されたい。

例えば、松岡議員が入札に関与している記録が残っている。「その調整が終われば、副市長に話をするので副市長に指示があるまで設計事務所を決めるな。」という文書も出ている。そして、現に入札を遅らせている。

松岡議員は入札業務に介入しているが、これは違法であり、不当要求だ。そのような資料をなぜ出さないのか。この段階で提出しないのは、松岡

議員をかばっているのか。

(答弁)

その資料はご指摘のとおり存在している。時系列で整理したものと対応記録があるものについては、次回の委員会で提出したい。

(質問)

松岡議員には辞職勧告まで行い、市長も不当要求と認めた。松岡議員が関連した事業は他にないのかどうかを調べるための委員会だ。松岡議員がいろいろなことを要求してきた中で、特に相撲場などは議題とすることを決定している。その議題に関して全ての記録を委員会に提示するのは当たり前ではないのか。

(答弁)

そのように対応したい。

(委員長)

次回以降、この項目に関して集中的に審査するので、全ての資料を提出してもらわないとイケない。

(意見)

議員が入札に介入するのは問題だ。「どの業者を入れろ。」「入札を遅らせろ。」等の要求は、完全な不当介入である。それを我々が審査しなければいけない。だからこそ関係書類は全て提出してほしいと要求している。

(委員長)

しっかりと資料を提出してもらいたい。

(要望)

3月の文教・子育て委員会で高馬前副市長の出席を求めて開催したときも、高馬前副市長はできるだけ金額を抑えながら執行するように指示したと証言している。

時系列資料は、何月何日、高馬前副市長に具体的にどのような相談を行い、どのような指示を受けたのかなども含めて作成されたい。

(質問)

工事の執行何の決裁者が黒川前副市長とあるが、高馬前副市長の関わりもあったと思う。また、前市長や現市長にも、相談がないと、このようなこ

とはできないと思う。そこら辺りも含めて、できるだけ詳細な資料を提供してほしい。

(答弁)

事実の有無も含めて確認したい。

(意見)

枠で予備費として確保している予算から執行するのであれば、2,000万円が6,000万円になっても問題ないという認識であるのか。そのようなおかしな予算執行を、他の教育委員会が行っていると思うのか。当初予算の3倍もするようなことを実施したと、堂々と書いている。

(要望)

影響を与えた事業はないというが、この予算は、修繕等、随時対応が必要な際に備えてとしてあったものだ。

修繕等の要望も上がっていると思うが、全部処置ができたのか。それが分かる資料を作成されたい。また、基本設計と新築工事の間に、工事検討業務委託があるが、この中身について説明資料を作成されたい。

(質問)

令和元年7月に、松岡議員から要望を聞いて、10月に予算要求を行っている。地区連合会の要望書は、令和2年2月である。予算要求の後に、要望があったと理解して間違いないのか。

(答弁)

時系列ではそうだ。もともと台風で劣化していたので、復元のタイミングを計っていたこともあった。体育館も移設し、そろそろ整備したいと考えていたので、予算要求を行った。

(質問)

この資料には、校長や教頭、PTAや保護者の意見が全然見えてこない。要望はなかったのか。

(答弁)

学校として、相撲場の復元要望は認識していたが、神明造りについては、一部の人は想定外だったというような意見も聞いている。

自治会、教育委員会及び松岡議員で話が進んでいった側面があることは認識している。

(質問)

学校の教員、PTA、保護者関係の要望や打ち合わせ記録はないのか。

(答弁)

把握している範囲で言えば、そのような資料は存在していない。

(要望)

学校施設であるので、一番大切なのは、本当にそのような施設を求めているかどうかだ。その点が抜けていたのではないのか。そのような観点から資料を提出されたい。

(要望)

次回報告の際、学校教育と神明造りとの関係、つまり、宗教性の部分の問題を整理して報告されたい。

私は問題があると思う、本来は移設すべきであるが、余計に費用がかかることになる。そうであれば屋根の部分を撤去するのか。教育委員会で一度考え方を整理しておいてほしい。

(意見)

松岡議員に損害賠償請求してはどうか。

(要望)

神明造りは伊勢神宮のような屋根である。学校施設課や教育長や次長が確認していなかったのか。また、政教分離の考え方から議論にならなかったのか。その辺りの記録も示されたい。

(委員長)

本格審査になると、委員から多くの質問が出る。答弁できるようにしっかりと準備されたい。

(質問)

学校施設に議員や地元が、教育に不当介入すること自体間違っている。

地元が寄附するという話であれば別であるが、市の金を使うのであれば、学校長と話をするのが普通だ。

学校長が全然見えてこないが、本来は、学校長と施設課が話し合いを行うものだ。議員は関係がない。学校との協議内容も明らかにしてほしいがどうか。

(答弁)

学校の工事であるので、協議は随時行っている。神明造りの相撲場にしたということでの資料を提出させていただく。

(要望)

場合によっては損害賠償請求が必要であると思っている。ただし、損害賠償請求を行うとしても、誰が原因であるか判明しないといけない。その辺りの記録はしっかりと出してほしい。

(質問)

土俵の維持管理であるが、シートを張ったまま1年間放置するのか、それとも先生が定期的にシートめくって散水するのか。木造であるが耐震性はどうかなど、安全面を含めた資料があれば示されたい。

また、他校にも相撲場があるが、参考にできなかったのか。安全面をどう考えていたのか、説明されたい。

(答弁)

次回以降説明したい。

質問終了

17時38分

報告事項説明

- ・白浜小学校渡り廊下の整備に関すること

質問

17時46分

(質問)

当初屋根なしの通路橋の設計を行い、その後に箱型の渡り廊下となったが、この経緯はどこを見ればよいのか。資料があるのであれば、提出されたい。予算額は平成29年度が4,900万円余り、30年度は4億4,000万円余りである。全部で5億円程度かかったということか。

(答弁)

体育館も入った予算額である。経緯は、議員対応記録にもあるが、松岡議員から屋根つきの2階接続の渡り廊下にしてほしいとの要望があったことが発端である。

(質問)

議員対応記録を見ると2月17日に、「困難であ

る。」と説明しているが、1週間もたたないうちに整備する話となっている。

3,000万円もかかるようなことを、課長決裁では無理だと思う。誰と相談してこのようなことが決まったのか。何があってこのような方針決定に至ったのか。その辺りを明らかにしてほしい。

また、2月17日に「ぐずぐずいうなら、地元説明会(2月22日予定)は中止だ。」とあるが、この地元説明会とは何のことか。

(答弁)

体育館の工事説明会である。

(質問)

体育館の工事に地元説明会が必要なのか。

(答弁)

この地域は、地盤が軟弱である。白浜分所の解体工事の際も、近隣からかなりの苦情があった。今回体育館を建築するに当たり、事前工事を予定しているため説明会を開催した。

(質問)

それは要望があったのか。

(答弁)

地元自治会から要望があった。

(委員長)

1週間で方針が変わった経緯について、もっと具体的な資料を提出できるか。

(答弁)

後ほどまとめた形で報告したい。公的な記録として2月17日、24日の記録があるが、要望自体はもっと以前からあり、関係課である建築指導課と協議を進めていた。

2月17日の段階では、結論が出てなかったので、今回の記録で答えた、この1週間の間に、建築指導課と協議し、許可できるとの見込みが出て、さらに2階に接続するについても、設計の中で対応できるということで、24日に松岡議員へ報告した。

(質問)

屋根つきの箱型式の渡り廊下にした理由は何か。

(答弁)

屋根なしで計画していたが、地元から、雨天時

に、児童が体育館に移動するに当たって、屋根があったほうが安全であるという要望があった。そのため、建築指導課と協議を行ったということである。

(質問)

姫路市内の同じような形態の学校は、全て同様の整備をしているのか。

(答弁)

道路を隔てた形の学校としては、城西小学校と勝原小学校がある。どちらも屋根のない歩道橋である。

(要望)

なぜ、白浜地区だけ特別なのか。松岡議員が関与したところだけ、その要望に屈するのかということを指摘している。

例えば、四郷公民館では数年前にエレベーターを設置したが、それから2階建ての公民館は、障害者対応ということで全市的に設置していく方針決定がなされた。

本件は、今後の整備に係る方針決定ではなく、1議員の要求要望に屈しただけだ。

障害者のために整備したのかと思ったが、現地視察で確認したところ、障害者が自力で移動できないようなものを作っている。

雨が降ったときに、便利であるというのは分かるが、費用対効果の問題もある。

このような適当な処理ではいけないと思う。相撲場もそうであるが。とんでもないことをしている。

学校やPTAから強い要望があり、それを受けて議員が要望したのであればともかく、議員の思いつきに、後から自治会の要望がついてくるというスタイルだ。なぜ要求に屈したのか。その辺りを整理してほしい。

(質問)

当初計画で言えば、渡り廊下該当部分は3,137万円余りであるが、実際に支出したのは、2,856万円余りである。これは、もともと予算を過大に見ていたのか。

また、スペースの問題で、補助対象外となっているとあるが、最終的には、箱型の渡り廊下でも全部補助対象となったのか。

(答弁)

補助額には上限があり、体育館の建設だけで上限まで至ったため、渡り廊下部分が入っていない。

(質問)

補助対象は幾らであったのか。それと補助率はどうか。

(答弁)

補助率などについては、次回、回答することとしたい。

質問終了

17時58分

教育委員会、都市局終了

17時58分

消防局

17時59分

報告事項説明

・飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関すること

質問

18時03分

(質問)

予算決算委員会の総務分科会の中で、飾磨消防団白浜分団詰所について整備を行うという説明が簡単にあったと聞く。

消防分団更新計画があり、その更新計画の具体的なものが、資料に記載されているものだ。

更新計画からいえば、白浜は25番目である。2階建てで脆弱という理由があるが、2階建ての白浜や城陽が緊急だというのであれば、この消防団の更新計画を見直すべきである。それを見直さないうまま、順番を変更するのは認めがたい。

また緊急性があったとしても、実際問題として、市営住宅も、耐用年数が過ぎて、50年たっているところもある。そのようなところは修繕で延命措置をしている。

そのような観点で言えば、白浜分団を一部修繕で延命するならば理解できる。

松岡議員と関わりがなかったとのことであるが、付度があったのかしれない。いずれにしても総務委員会できちんと説明しておく必要があったと思

うし、順番どおりに建て替えを行うべきだと思う。

私としては、白浜分団の整備に関する予算執行に関しては反対だ。消防団詰所の更新計画があるため、更新計画に則り、地元の事情を加味しながら行うべきだ。それをきっちりと総務委員会で説明をしてほしいがどうか。

(答弁)

予算書における一連の説明の中での案件の読み上げのため、丁寧かつ十分な説明は行うことができていなかった。

地域の安全のために、危険度の高い詰所の建て替えは不可欠であると考える一方、議会の賛同を得ることができなければ、事業実施は困難であると考えている。

(意見)

白浜分団より 10 年も古い、40 数年たっているところがある一方で、30 年ほどのところを先に再整備するということは、問題があると思う。

危険性があれば、応急処置による延命をすればよい。建て替えとなると、何千万円の予算が必要になる。

順番を待っている他の消防団のことを考えれば、順番どおりの建て替えを行うのが妥当ではないのか。

(質問)

昭和 58 年築の安富南は平成 21 年度に改修済みである。本当に緊急性があるならば、整備すればよいと思うが、きっちりとした計画を策定して、工事を行うべきではないかと思うが、どうか。

(答弁)

古い分団車庫については、不具合があったときに、修繕等を行っている。

安富南はS造の2階建てであるが、壁体が軽量気泡コンクリートであるので、コンクリートブロックである城陽・白浜とは壁体が違う。

規模は別にして、不具合があればその都度、改修を行っている。

(質問)

コンクリートブロック壁の2階建ては、地震に

弱いということであるが、耐震診断などを受けた結果であるのか。

(答弁)

耐震診断は行っていない。いわゆる一般的な考え方として、2階建てのほうが、有事の際にひび割れや一部損壊などの可能性が高いと考え、方針を決めた。

(質問)

昭和 56 年以前は旧耐震の建物で、それ以降の建物は、新耐震構造になっていると思う。耐震性能は、昭和 56 年以降のほうが、絶対に優れていると思うが、その辺りについてはどうか。

(答弁)

営繕課等に確認すると、コンクリートブロック造りの構造基準は、新耐震構造への改正がなかったと聞いている。

(質問)

選定理由の資料はあるのか。

(答弁)

一番の理由が、緊急防災減災事業債が5か年延長になったということだ。選定は局内で協議した結果であり、議事録も残していない。

地域防災計画の中で、山崎断層地震により、駅から南については、最大震度6強の地震が起ると想定している。

場所を選定する上で、東日本大震災や大阪府北部地震等から、コンクリートブロックの建物が脆弱というイメージがあり、2階建ての建物を先に建て替えしたほうよいという意見が出て、幹部の話合いの中で決定したものである。

(要望)

何らかの根拠や理由を基に、建て替えの順番を決めた更新計画があるのであれば、それを提出してもらってから話だと思う。

また、総務分科会の中でも、白浜分団の建て替えを行うとの説明を聞いた覚えがない。白浜という言葉が出ていれば、もっと議論になっていたと思う。

今、新規事業をまとめた資料を持参しているが、

消防局の新規事業もここに載せるべきだ。

議会が始まる前から白浜地区については、いろいろな議論があり、説明が抜けたのではなく、執行部側が説明する必要があると意識してほしかった。

いずれにしても、まず更新計画を出してほしい。コンクリートブロックの2階建てという理由は後づけかもしれない。

今ある計画を検討した結果、変更するという議論が必要だ。そこから総務委員会で議論するなり、この特別委員会で議論するなりを考えて行けるように資料準備をしてほしい。

(委員長)

当委員会は不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会であり、本日はその勉強会である。

いずれの案件も関与がないと資料に記載があるが、各委員から厳しい意見をいただいた。

関与がないことに対して、今日時点で納得ができるのか、それともまだ疑問があるため、本委員会で審査すべきなのか。

関与はないが、その事務の進め方に納得ができないということであれば、本来の所管で、議論をしていただきたいと思うが、どうか。

(質問)

関与があるということの証明を今、時間かけてすることができない。説明を聞く上では、内部規定できちんとした計画がある。

そのような状況の中、25番目のものを、先に整備する必要があるのかということを考えれば、40数年待っているところから順番にやるべきである。

耐震でいろいろな問題や不安があるというならば、修繕を加えとかの応急処置を図ってもらわないと、何のための順番か分からない。

議会と当局の関係においては、ルールを当局が決めて、そのルールどおりに執行するという前提で議会は認めている。議会に相談もなく、勝手な流用をされると信頼関係がなくなり、全ての事業について、事細かく説明を求めることになってしまう。

我々には、信頼関係があるから、そんな微細なことまで報告なくともルールどおりやっている。

だからこそ、消防局が今までのルールを勝手に変えて、議会に説明もなしに行うという行為が問題になると指摘している。

考え方を整理し直し、総務委員会でしっかりと議論してもらわないといけないと思う。

実施するならば、白浜を外して、順番どおりやってもらうしかない。我々に判断を仰ぐとか言わず、当局で考えて行動してくれないと困るが、どうか。

(答弁)

更新計画は、古い順に並べているのが実情である。ただし、立地等の地域要因、敷地の確保、さらには実際の老朽度等の諸条件を整理しながら、見直しを図るべきであると考えている。

そのため、更新計画については時間をかけても指摘のあったとおりに修正し、その計画に基づいて、今後整備していきたいと考えている。

(委員長)

本委員会としては、やり方に問題があるが、松岡議員の関与はない。今日はあくまで勉強会であるが、結論を出したほうがよいか。

(委員)

執行部側が考えて、正副委員長に相談すればよい。今、結論を出さなくてもよいと思う。

(質問)

計画の見直しは当然であると思うが、時間がかかるのか。

(答弁)

地域事情がある。現地建て替えて、敷地自体が現在の基準に合っていたとしても、諸条件により、違う場所を探す必要があったりする。基本的には古いところからの建て替えを考えているが、中々計画どおり進まないのが現状である。そのような事情も含めて、計画を策定していきたいと考えている。

(要望)

それは姫路市だけの話ではない。先進市の例も

あると思う。姫路市独自のユニークなものを造れという話ではないので、そう時間はかからないと思う。いろいろな情報収集を行い、しっかりと整備されたい。

質問終了 18時24分

消防局終了 18時24分

協議 18時24分

(委員長)

総務局長から、協議に当たって、相談したいとの申出があったので、出席を許可してよいか。

(委員)

異議なし

(総務局長発言)

前回の委員会で、3地区において令和3年度に予定している工事が53件あることを一覧表で提供したが、そのうち12件について説明した。

次回の委員会で、本日、説明させていただいた以外で、松岡議員の関与がない案件について絞って、説明させていただきたいと思う。

また、軽工事についても、前回突発的なもの等については、一定の条件の下、執行してもよいという判断をいただいたが、それ以外で、あらかじめ計画されていたような軽工事についても、先ほどの入札案件同様に、松岡議員の関与がないと思われるものを絞って、説明させていただきたい。

(委員長)

松岡議員に加えて3地区協議会等の関与がないというものか。

(答弁)

松岡議員等の要望等がないことが明らかな工事等について、説明したい。

(委員長)

軽工事も含むという理解でよいか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

軽工事については今日、指摘したとおり、建設

局を中心に見積り合わせと称して、不適切な行為が行われている。

そのような状況では、絶対認められない。議会からの指摘を承知した上で、不適切な執行をされると、我々としても耐えかねるが、どうか。

(答弁)

議論中で明らかになった問題点は重々承知している。これから執行する工事について、そのようなことを絶対行わせない。

また、突発的な工事についても、一定の条件の下、執行させていただくが、その条件をきっちりと遵守していきたい。

(質問)

随契については、執行ルールを決めていたはずだ。それをきちんと遵守していれば問題なかった。それが遵守されず形骸化しているところが問題だ。総務局長が責任を持たせると言うのであれば、それでよいと思う。

重ねて言うが、説明の段階では問題ない。その後の見積り合わせを問題視しているが、同じことを繰り返さないという保証はあるのか。

(答弁)

今後は、絶対そのようなことはないと言えない。

(質問)

しっかりとした対応が取れるのか。

(答弁)

責任を持って行う。

(委員長)

総務局長から提案のあった、3地区における松岡議員等の関与のない分の工事等説明について、軽工事も含めて受けたいと思う。

それと、アンケートについては、早期に実施してもらいたい、認識がずれていると全く意味がない。その辺りに関しても、次回、協議をさせていただきたいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

(答弁)

アンケートの件については、本市の基本的な態度を整備し、次回に提案したい。

(委員長)

新たに随契における見積り合わせの件や、にしはりま環境組合の件、百条委員会での録音データの件が議論となった。そのような指摘・要望は、各局に依頼しているのので、正副委員長に対して報告があり次第、議題にのせるという流れでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

本日は大変長時間となった。次回もどれぐらいの件数があるか分からないため、1日で審査を行うのは難しいと思う。そのため1日を審査、1日を予備日という形で、2日連続で開催したい。3地区協議会の話とアンケートについて、どれぐらい期間があれば資料の準備ができるのか。

(答弁)

5月14日ぐらいまでは時間をいただきたい。

(委員長)

5月17、18日かどうか。

(委員)

2日間ということか。

(委員長)

2日目はあくまで予備日だ。開催は5月17、18日でよいか。

(委員)

異議なし。

閉会

18時35分